

## フランス 1958 年憲法制定過程の研究（４）

塚 本 俊 之

### 目 次

はじめに

第 1 章 1958 年 6 月 3 日憲法的法律

第 1 節 ドゴールの政権復帰（以上、第 31 卷第 1・2 号）

第 2 節 憲法改正権の委譲（以上、第 31 卷第 3・4 号）

第 2 章 政府内部の制定作業

第 1 節 起草作業の組織編成

第 2 節 妥協の表現（以上、第 35 卷 1・2 号）

第 3 章 二つの諮問とレファレンダム

第 1 節 憲法諮問委員会（以上、本号）

第 2 節 コンセイユ・デタからレファレンダムまで

おわりに

### 第 3 章 二つの諮問とレファレンダム

ドゴール政府は憲法案作成のために、まず「憲法諮問委員会（comité consultatif constitutionnel）」（以下、CCC）の意見を徴する必要がある、さらに、レファレンダムに付託する憲法案を閣議で決定する前にコンセイユ・デタの意見を徴する必要があった。本章で検討するのはこの二つの諮問、そしてレファレンダムにいたる過程である。それは具体的には、政府

原案が CCC に付託された 7 月 29 日からレファレンダムが実施された 9 月 28 日までの 2 か月である。

ここでまず確認されるべきことは、制憲過程を取り巻く緊迫した状況の継続である。ドゴール政権の登場により事態の急速の悪化は避けられていたが、パリの共和国政府とアルジェの公安委員会の対立には何ら変化がなかった。したがって、ドゴールの当面の課題は、対立する当事者からの矛盾する期待をつなぎとめつつ、事態の掌握を進めることであった。こうして、ドゴールはアルジェリアの将来については口を噤んだままで、主に内閣や軍の人事で双方の期待をつなごうとしていたが、アルジェの公安委員会は折に触れて健在ぶりを示していた<sup>(1)</sup>。ジャック・スーステルの入閣も、当時は対立する陣営双方から大きな期待と懸念を引き起こしたものの、後から考えれば、アルジェの圧力に対するドゴールの懐柔策と考えるのが妥当であろう<sup>(2)</sup>。要するに、5 月以来の緊迫した状況はなお大きく変化していなかったのである。

CCC においても、緊迫した状況が継続しているという認識は広く共有されていた。ポール・レノーは CCC 委員長就任演説で、「憲法制定レファレンダムの失敗は——ドゴール政府の退陣を引き起こすだけでなく——5 月の危機を再開する<sup>(3)</sup>」と、アルジェリア問題をめぐる軍事的緊張が継続

(1) V. *L'Année politique 1958*, p. 90 et s.

(2) ジャック・スーステルはレジスタンス時代からのドゴールの協力者で、第 4 共和制下ではドゴール派幹部であった。「フランスのアルジェリア」派の代議士として活発に活動し、サキエト事件の処理に関連してガイヤール内閣を退陣に追いこんだ張本人である。5 月 13 日アルジェ蜂起にも関与していたと見られており、事件後アルジェに渡って公安委員会の活動に加わっていたが、6 月中ごろパリに戻っていた。スーステルの入閣は、ドゴールが「フランスのアルジェリア」派に加担した表れという見方も当然あったが、他方で、政府樹立からスーステル入閣まで 1 か月の間において、アルジェリア問題と直接関係のない情報大臣というポストを割り当てることで、アルジェリア政策への影響力を与えないようにしたとも考えられる。V. Jacques Soustelle, *L'espérance trahie (1958-1961)*, éditions de l'Alma, 1962, p. 57 et s.

(3) CCC, séance du 29 juillet 1958 (matin), Allocution du président, *DPS II*, p. 39, v. aussi p. 302. CCC 審議において他の委員も憲法制定作業の成功の重要性に言及している (V. *ibid.*, p. 83, 129, 523)。

していることを指摘している。こうした状況は CCC の審議に影響を与えたが、さらに CCC の権限の性質がその影響をいっそう強めることになった。

CCC の意見は何ら政府を拘束するものでなく、その意見を採用するかどうかは政府の自由な裁量に委ねられていた。アルジェリア情勢を考えれば、レファレンダムの失敗には大きな危険が伴う。よって、レファレンダムに付託される憲法案に反対することはできるかぎり避けるべきこととなる。そうすると、その憲法案を作成する政府の方針を真正面から批判することにも抑制が働く。政府によって承認されるような意見、少なくとも政府と問題意識を共通にするような意見だけが CCC において表明されがちになるのは道理であろう。さらに、委員の発言から窺われる限り、当時の世論は議会や議員に対して好意的でなかったようである。そのような認識は、委員にとって、その発言が議会や議員の既得権擁護と見られることに対する警戒につながる。こうした諸条件から、CCC の審議において表明される意見には相当の自制が働くことになったと思われる。CCC は、共産党を除く国会両院の主要な政治勢力の代表者を主要な構成員とし、批判的なものを含め、政府——ドゴール政府は主要な政治勢力の代表者を取り込んでいたが——より多様な観点から政府の憲法案を検討する唯一の機会であった。にもかかわらず、結果的に「憲法の全体的な構造に対する CCC の影響はあまり大きいものではなかった」<sup>(4)</sup>のも、こうした条件に照らせば理にかなっている。

これに対し、コンセイユ・デタの検討は性質が異なるように見える。それは法的合理性の観点からのものである。第 4 共和制下でのコンセイユ・デタの諮問は、政府提出法案が憲法規範と「法の一般原理」に違反する点がないかを審査するものだった。ところが、今回は憲法案に関する諮問と

---

(4) Richard Ghevontian, *Rôle du Comité consultatif constitutionnel, L'écriture*, op. cit., p. 810.

いう特殊性があった。憲法は、通常法律に比べて、どうしても技術的な要素は小さく政治的要素が大きくなる。法律の場合、コンセイユ・デタの目からみれば、不明確さや矛盾は否定的な意味しかないかもしれないが、憲法の場合それ自体政治的選択の結果であると考えられる場合がありうる。コンセイユ・デタの審査は、このように法と政治の交錯する微妙な境位に置かれ、政治的配慮から免れることは難しかったと思われる。コンセイユ・デタは多くの修正提案を行ったが、実質面で政府に再検討を求めるものがほとんどなかったのもそうした脈絡で理解できる。しかも、その修正提案も多くは政府に拒絶され、最終案にはあまり反映されることはなかった。憲法典の作成という観点から見ると、コンセイユ・デタは、CCC 同様、「小さな役割しか果たさなかった」ということになる。<sup>(5)</sup>

以上 2 つの諮問の意見を徴した後、ドゴール政府は、9 月 3 日大臣会議において最終案を決定し、9 月 4 日に公表する。政府案は 9 月 28 日レファレンダムによって承認され、10 月 4 日ルネ・コティ大統領の審署を得て成立する。憲法制定過程のこの最終局面を検討することが本論文の最後の課題である。

## 第 1 節 憲法諮問委員会

6 月 3 日憲法的法律によれば、国民議会および共和国評議会の権限ある委員会、すなわち普通選挙委員会が CCC 委員を指名するが、その数は各議院の普選委員会の 3 分の 1 以上とされ、かつ、両委員会で指名される委員は委員会の 3 分の 2 を占めることとされた。<sup>(6)</sup> これを受けて政府は 7 月 16 日 CCC の構成や活動方法を定めたデクレを発し、憲法諮問委員会の構成、招集、活動方法について定めた。同デクレにより、CCC は委員 39 名で構

(5) Étienne Burin des Rozières, *Rôle du Conseil d'État dans l'écriture de la Constitution, L'écriture*, p. 823. ただし、ビュラン・デ・ロジエは、1958 年憲法制定時における「注釈者」としての役割は大きかったと評価している。

(6) La loi constitutionnelle du 3 juin 1958, *DPS I*, p. 212.

成されることとなり、そのうち 16 名が国民議会普通選挙委員会によって、10 名が共和国評議会普通選挙委員会によって指名される国会議員、そして残り 13 名がデクレによって指名される有識者とされた。国会議員の委員の選出はこのデクレの公布から 8 日以内とされた。<sup>(7)</sup>

## 1 設置

7月16日デクレに先立ち、国民議会普通選挙委員会は7月10日に集会し、CCC委員指名の日程と選出方法について審議した。その結果、委員の選挙方法について比例代表選挙を斥け（賛成13人、反対18人、棄権8人）、選出する委員の範囲を普通選挙委員会委員に限定することを可決した（賛成24人、棄権15人、不投票1人）。そして、委員指名のための審議を7月22日行うこととし、休会に入った。<sup>(8)</sup>

22日再開した委員会において、冒頭共産党委員長ジャック・デュクロが、国民議会を招集して政府の憲法案を審議するべきことを国民議会議長に要請するよう提案したが、採決の結果否決された（賛成11人、反対26人、棄権1人、不投票6人）。続いて委員会はCCC委員の選出手続に入った。各委員には事前に申し出た立候補者の名簿が配布されていたが、立候補の意思確認により、数人の辞退者が出て、17人が候補者となった。共産党議員を中心に多くの白票・無効票が投じられたが、名簿式投票により16名のCCC委員が選出された。<sup>(9)</sup>

一方、共和国評議会普通選挙委員会は7月17日集会して、CCC委員の選出について審議した。ここでも共産党議員から比例代表制によって選出すべきとの提案がなされたが、否決された（賛成2人、反対7人）。次に立候補者の確認がなされ、事前およびその場での立候補を含めて15名が

---

(7) Décret du 16 juillet 1958 concernant le Comité consultatif constitutionnel, *DPS II*, p. 7.

(8) Procès-verbal de la commission du Suffrage universel de l'Assemblée nationale, 10-22 juillet 1958, *DPS II*, p. 3-4.

(9) *Ibid.*, p. 4-6.

立候補した。名簿式多数代表制で投票が行われ、10名のCCC委員が選出された。<sup>(10)</sup>

最後に、7月26日デクレ指名の13人が決定された。多くは政界や官界から選ばれ、研究者からはマルセル・ワリーヌが任命された。<sup>(11)</sup>

## 2 審議の方法

CCCの審議期間は7月16日デクレ第6条により20日間とされた。<sup>(12)</sup>憲法政府原案は7月29日に提出されるからCCCは8月17日まで審議期間をとることができるはずであった。しかし、本格的な審議入りは、委員が政府原案を検討する時間として丸1日取って7月30日午後5時からとなり、審議の終了については、8月17日が日曜日で、8月15日は聖母被昇天の祝日であることから、14日が最終日とされた。CCCの審議は結局、7月30日から8月14日まで、しかも2回の週末をはさんで、実質10日間となった。

### (1) 審議経過

7月23日および25日の閣議(閣内会議)で政府内部の最終的な調整を終えたところで、政府は26日、CCCの招集を7月29日と定め、同日政府からCCCに対して憲法案が示されることになった。<sup>(13)</sup>

29日午前10時に司法大臣ミシェル・ドゥブレを仮の委員長として開会したCCCは、最初に委員長および副委員長の選出を行い、委員長に元首相ポール・レノー(独立派)、副委員長にルネ・ドゥジャン(社会党・国

---

(10) Procès-verbal de la commission du Suffrage universel du Conseil de la République, 17 juillet 1958, *DPS II*, p. 9-11.

(11) Décret du 26 juillet 1958 portant nominations au Comité consultatif constitutionnel, *DPS II*, p. 14. ワリーヌはパリ大学教授で著名な公法学者であったが、ゴーストとしても知られていた。

(12) Décret du 16 juillet 1958 concernant le Comité consultatif constitutionnel, *DPS II*, p. 8.

(13) Arrêté du 26 juillet 1958 portant convocation du Comité consultatif constitutionnel, *DPS II*, p. 15.

民議会議員)とジョフルワ・ドゥ・モンタランベール(社会共和派=旧ドゴール派・共和国評議会議員)を選んだ。続いて CCC の審議方法について審議を行い、ポール・コスト-フロレの提案が了承された。それによれば、まず CCC 全体で政府原案全体について一般討論を行い、その後必要に応じて委員会や作業グループの設置を検討することになった。<sup>(14)</sup>

同日午後 3 時審議を再開した CCC にドゴール首相が憲法政府原案を提出するために、4 人の閣僚とともに出席した。この政府原案は赤い表紙が付けられていたので「赤本 (Le libre rouge)」と呼ばれる。ドゴールが最初に政府原案の基本理念についての説明を簡単に行った。そこでは、公権力の構造改革の必要、現下の危機と政治制度との関連、6 月 3 日憲法的法律の課している諸条件、海外領土との新しい関係を樹立する必要などが指摘された。ドゴールは、憲法案作成における政府の責任を強調しつつ、政府原案に対する CCC の「協力」と「承認」を求めて、演説を終了した。<sup>(15)</sup>

ドゴールと閣僚の退席後、CCC は審議の進め方について討議し、会議開催を原則として月曜から金曜までの午前と午後と決定した。そして、委員各自の政府原案検討のための時間をとって、次回の集会を翌日 17 時として会議を終えた。<sup>(16)</sup>

CCC における本格的な討論は 7 月 30 日午後の会議から始まった。政府委員として陪席したジャノが政府原案を説明する役目を受け持った。地方公共団体と連邦の問題についての一般討論から始めたが、「連邦 (Fédération)」の概念や元老院における海外領土部会について異論が相次ぎ、この日の審議を終えた。<sup>(17)</sup>

翌 31 日は午前午後とも、公権力の組織について一般討論が行われた。ジャノが前日に引き続き政府原案説明の任にあたった。各委員が問題と考

---

(14) CCC, 29 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 37 et s.

(15) CCC, 29 juillet 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 43-44.

(16) *Ibid.*, p. 44-45.

(17) CCC, 30 juillet 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 47 et s.

える点を自由に論じる形で進み、多くの論点について多様な意見が示され、批判的な意見も少なくなかった<sup>(18)</sup>。午後の審議の最後に、前日からの一般討論を踏まえて、今後の審議の進め方が決められた。その結果、CCC に2つの作業グループを設置し、一つはフランスと海外領土との関係を、もう一つは公権力の組織を検討することになった。各グループは翌日10時に集会することとし、CCC委員はいずれかのグループを自由に選択してその審議に参加できるようにした<sup>(19)</sup>。そして、次回の全体会議は同日17時からとし、前文から逐条審議を行うことにして散会した<sup>(20)</sup>。

CCCの審議は、こうして8月1日から、午前中は作業グループ、午後には全体会議での逐条審議という形がとられることになった。この方法は、ドゴールが再びCCCに出席する前日の8月7日まで続けられた。8月8日は午前午後とも全体会議で逐条審議を行った。週末をはさんで翌週12日と13日は午前、午後、夜と3回全体会議を開いて審議を進め、13日夜の会議は日を跨いで午前1時35分までかかってすべての条文の審議を終了した。そして、翌14日政府に対する報告書およびそれに付される送達文書を可決して解散した。

## (2) 限界

CCCで展開される議論の性格について、CCC審議の初期に議論されている。7月31日午前の会議でトリブレが、CCCの任務は政府原案とまったく異なる案を作成することではないと指摘したのである。そして、その前提から、政府原案の「核心 (pièce maîtresse)」をなす大統領に関する第II章に手を着けるべきでないと主張した<sup>(21)</sup>。彼の指摘は、始まったばかりの

(18) CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 67 et s.

(19) このほかに、記録は *DPS* に収録されていないが、希望者が集まって非公式の作業グループとして議論する機会があった (Cf. CCC, 1<sup>er</sup> août 1958 (après-midi) et 7 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 132 et 274)。

(20) CCC, 31 juillet 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 111 et s.

(21) CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 83.



一般討論において、大統領に関する規定に対して厳しい批判が出されていたことを危惧してのものだったが、引き出した結論はやはり極端に過ぎたため、すぐに委員長の反駁に遭い、CCC が行う提案の対象に限定は付されていないことが確認された。しかし、そのことはトリブレの前半の指摘が的外れであることを意味しない。実際、委員長自身翌日の会議の冒頭で、CCC の任務は政府原案に変わる代案を作成することではなく、政府原案に対する意見を述べることであることを確認している。<sup>(22)</sup>

CCC に与えられた権限は CCC の審議内容に大きな影響を及ぼす。本来の憲法改正手続であれば国会が改正内容の決定権を有すべきところ、政府が憲法改正案を準備することの妥協として CCC は 6 月 3 日憲法的法律に規定されたのだが、その権限が意見表明とされたことによって、その審議の性質は通常の議会の審議とは相当に異なってくる。そのことは、政府原案と 6 月 3 日憲法的法律との整合性が問題になったときに窺える。政府原案が政府に対する問責決議権を国民議会にのみ認めているのに対して、「国会」に対する責任を定めた 6 月 3 日憲法的法律に反するのではないかという批判がなされたとき、委員長は「われわれはこれらの約束（6 月 3 日憲法的法律の実体的条件を指す——引用者）に対するドゴール將軍の忠実さを問題にする任務を負っていない」とし、「ドゴール將軍に質問するのがよろしい」と切り捨てたのである。<sup>(23)</sup> 国会ならば有した政府に対する統制権限を CCC がもたないことからくるひとつの帰結である。

それだけではない。CCC の審議は政府の方針に細心の注意を払いつつ行われている。逐条審議になってはじめて司法大臣が CCC 審議に参加したとき、あらためて政府の姿勢が確認されている。ある委員が、ドゥブレに対し、CCC が採択した提案の他に CCC で過半数を得られなかった修正案もまた政府に伝達され、場合によっては政府に取り上げられることがあ

(22) CCC, 1<sup>er</sup> août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 126.

(23) CCC, 6 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 211.

るか、と質問した。<sup>(24)</sup> また、一般討論において多くの批判が表明されていて削除提案が可決されそうな 21 条〔兼職禁止〕について、逐条審議の順番ではドゴール首相が CCC に来場する直前になる予定であるところ、ドゴールの意見を<sup>(25)</sup> 確認する前に審議を行うべきか自体が議論となっている。そして、ドゴールが CCC において 21 条を擁護した結果か、<sup>(26)</sup> CCC は、いったんは削除を決めた 21 条について審議の最終日にあらためて取り上げ、政府原案に対する修正案を採択することになる。<sup>(27)</sup> しかも、その審議においてたびたびドゴールやドゥブレの発言が参照されていた。CCC の意見に対して予想される政府の対応が議論の内容を規定したのである。さらに、前述のようにアンタッチャブルとの観測があった大統領に関する諸規定のなかでも、大統領選挙をめぐる諸規定について議論が活発化するのには、ドゴールが CCC に参加したときに、政府がそれらの規定に執着しているかどうかを質問し、ドゴールから直接《Non》という回答を引き出してから<sup>(28)</sup> である。

このように、CCC の議論内容は、その権限、すなわち諮問機関という性格によって制約された。個別的にみれば、委員長を含め多くの委員が熱心かつ精力的に提案と討論を行っているものの、CCC 全体としてみれば、前述のようにあまり高い評価が与えられないのは、CCC の権限・性格に起因するところが大きいと思われる。そして、その制約は、審議決定機関である国会の議員がそのまま CCC の委員の多くを占めたことによって、迂回あるいは緩和するような試みもほとんどなく貫徹することになった。<sup>(29)</sup> こうして、CCC の議論は個別具体的な論点に重点が置かれることに

(24) CCC, 5 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 170 (Question de de Montalembert). この質問に対しドゥブレは、CCC において採択された修正提案と採択されなかったが多くの支持を集めた修正提案は政府に送達されるが、撤回された修正提案や採択されなかった修正提案は政府に送達されないと答えている。

(25) CCC, 6 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 229-230.

(26) CCC, 8 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 303-304.

(27) CCC, 13 août 1958 (soir), *DPS II*, p. 544.

(28) CCC, 8 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 305.

なり、その反面で、政府原案の基本構造・基本原理を承認する意味を帯びることになった。

とはいえ、CCC の議論が 1958 年憲法制定において重要でないわけではない。いくつもの論点について活発な議論が展開され、とりわけ海外領土に関する諸規定については決定的な貢献をした。ここでは、それらの論点のうち、CCC の議論の特徴をよく示している大統領をめぐる問題と政府と国会との関係を取り上げる。これらの議論の性格を一言で表すなら、前者は政府内部の妥協を確認するものであり、後者は政府内部の妥協をより議会主義的に変更しようとするものということができる。以下、順次検討する。

### 3 妥協の確認

大統領に関する諸規定が新憲法構想の核心であることは誰の目にも明らかであった。CCC にとって、それらの規定は修正の困難さを予想させるが、同時に疑問や曖昧さを残してはならないものでもあった。そこで、CCC は、その意味を確認し、曖昧さを取り除くことを引き受けることになる。

#### (1) 大統領の役割・権限

政府内部の憲法起草作業における最大かつ最重要の対立点は、第 2 章で確認したように大統領の役割と権限であった。したがって、その妥協は 1958 年憲法制定にとって決定的な意味をもつ。すなわち、例外事態は別として、執行権の長はあくまで首相であって、大統領は政治に介入しない「仲裁者」ととどまるという妥協である。この妥協は、政府原案に即していえば、大統領の「仲裁」を規定する 3 条と概括的に政府の政治的主導権

---

(29) 審議の最終段階で委員たちもこの問題に気づいたようである。Cf. CCC, 13 août 1958 (soir), *DPS II*, p. 542 et s. (notamment les interventions de Gilbert-Jules).

を規定する 18 条に表現されているが、CCC で主に問題となったのは 6 条であった<sup>(30)</sup>。大統領の首相任命権を規定するこの条文は、ドゴール政府内部の妥協では、首相罷免権を規定しないことでそれを否定する意味をもたされていたからである。この黙示的な意味は確認するに値する重要な問題であると CCC の委員も考えた。

### 政府委員の答弁

公権力の組織に関する最初の審議であった 7 月 31 日午前の一般討論において、大統領の役割と権限に対する質問が相次いだ。6 条についてドゥジャンは、国会がなお首相に対する信任を維持しつつも、「大統領が首相と意見が一致しなくなったときどうなるのか。大統領はどのようにしてその拒否を国民議会に対して具体化するのか」と質問した<sup>(31)</sup>。ド・バイヤンクルもまた、6 条は不明確であるとし「大統領が、自ら任命した首相をどのように解任するのははっきりとはわからない」と指摘した<sup>(32)</sup>。バラシャンは「政府の二頭制 (bicéphalisme gouvernemental)」というヴェデルの指摘<sup>(33)</sup>を援用しつつ、「大統領は (閣議などの) 主宰者にとどまるのか、統治者なのか」(括弧内——引用者)、「首相は国民議会の信任に依存するのか、それとも大統領の信任にか」と問題をたて、「付与された重要な権限を行使する意思のある大統領と、議会に対して責任を負う内閣の共存は、複雑な問題を引き起こす可能性がある」と批判した<sup>(34)</sup>。コストフロレは、政府原案全体について「大統領制と議院内閣制の真の妥協」と性格づけたうえで、大統領が政治的役割を果たすことがないようにするために、特に解散権、レファレンダム付託権、非常事態権限について副署に付すること、すなわ

(30) CCC 付託憲法原案 6 条：「大統領は首相を任命する。首相の提案に基づいて、大統領は他の政府の構成員を任命し、その職を解く。」

(31) CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 77.

(32) *Ibid.*, p. 83.

(33) Vedel, *La Constitution de 1958*, op. cit., in *DPS IV*, p. 347.

(34) CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 89.

ち、これらの権限行使が政府の責任において行われるよう求めた。<sup>(35)</sup>

これらの疑問や批判に対して、午後の討論で政府委員ジャノが答弁した。ジャノはまず「政府の二頭制」について、政府案の表現が不十分であることを認めつつも、その意図が二頭制の制度化ではないとして、「執行権の長は首相である」ことを二度にわたって繰り返し強調した。大統領の首相罷免権の問題についても、「私の回答はまったく断固たるもの」と断ったうえで、「大統領はその手段をもたない」と述べ、「執行権の指導は2人の間で共有されるのではない」「国会に対し責任を負う政府が、国会との合意に基づいて統治する」「国会と大統領双方に対する政府の二重の責任は存在しない、あるのは国会に対する政府の責任である」と、政府原案の趣旨を説明した。<sup>(36)</sup>

こうした説明に対し、レノー委員長は「とても重要だ」と応じて了承する意向を示した。その他の委員もこの後もしばらく続いた質疑でこの問題を蒸し返さなかったところをみると、ジャノの説明は総じて好意的に迎えられたものと思われる。

### ドゴール首相の答弁

ジャノの説明は内容としては納得できるものであったとしても、CCC はなお憲法起草責任者に直接確認する必要があると考えた。それが果たされるのが、ドゴール首相が CCC 委員の質問に答えるために審議に参加する 8 月 8 日である。

ドゴール来訪の前日、CCC は首相に事前に通知する質問事項のなかに 6 条を含めることについて審議した。そこで、レノー委員長は、政府原案 6 条では「大統領が首相を罷免できることは明らかである」と<sup>[ママ]</sup>思われるの

---

(35) Ibid., p. 81. 「大統領制と議院内閣制の妥協」という性格づけは、アンドレ・シグリードのものである (V. André Siegried, l'avant-projet constitutionnel devant l'opinion, *Le Figaro* du 30 juillet 1958, in *DPS IV*, p. 358)。

(36) CCC, 31 juillet 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 95-97.

で、「首相にその点を明言してもらうのはおそらく悪いことではない」と思うが、「必要ないと思いますか」と、他の委員に問いかけた。これを受けてドゥジャンは「それは不可欠だと確信する。対立があるかもしれない」と強く肯定した。他に異論もなく、6条についてドゴールに確認することが決まった。<sup>37)</sup>

8月8日午後 CCC に参加したドゴールに対して、CCC を代表してレノ一委員長が「大統領は、首相の提案に基づいて諸大臣の職を解くのであって、首相を罷免できないことは明らかであると思われる」と確認を求めた。ドゴールはこれに対し「もちろんです。大統領は首相を罷免できません。さもないと首相は自由な精神で統治できないでしょう」と強く肯定した。続けてドゴールは雄弁にその理由を語る。<sup>38)</sup>

政府の長たる者は自由な精神を持たなければなりません。政府は国  
会に対して責任を負うのであって、国家元首に対して責任を負うの  
ではありません。国家元首は政局に介入しないし、介入すべきではあり  
ません。国家元首は仲裁者であって、政局に関わることはないのです。  
このことが、首相と政府が国家元首に責任を負うべきでない理由の一  
つです。

(中略)

首相が任命されたら、政府を構成するのは首相の権限です。大統領  
が署名するデクレには首相が副署します。したがって、諸大臣は実際  
には、首相によって任命され、その後首相は大統領に対して責任を負  
いません。大統領は首相を罷免できないのです。

こうして、ドゴールはこれ以上ないほどの明瞭さをもって、大統領の首  
相罷免権を否定して見せた。しかし、それならば、ドゴールの表明したよ

---

<sup>37)</sup> CCC, 7 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 239.

<sup>38)</sup> CCC, 8 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 300.

うな内容を明文化するような修正も当然考えられるところである。実際、ドゴール退席後まもなく CCC は 6 条の検討に入るが、そこで、首相は問責決議ない限り罷免されないことを明確化する提案（ワリーヌ）や、国民議会の信任ある限り在職し続けることを明文化する提案（ドゥジャン）がなされた。しかし、委員長はドゴールの説明に満足しており、「ドゴール将軍の断固たる言明を制定資料に残したのだから」政府原案の条文で十分であるとの見解を示し、若干の議論の後、CCC の意見としては政府原案を維持することで決着するのである。<sup>(39)</sup>

このように、CCC は、ドゴールの大統領の首相罷免権の否定（それは大統領中心主義の否定でもある）の言明を CCC の議事録に残したことで、大統領の役割・権限の明確化として十分であると判断した。しかし、この議事録はその後長い間公開されなかったことは、本連載の冒頭に述べたとおりである。<sup>(40)</sup>それは CCC が確認した「妥協」の内容を隠蔽することを意味する。この非公開措置がドゴール大統領による 1958 年憲法の大統領中心主義的な運用と無関係でないことは疑いない。

## (2) 大統領選挙

大統領選挙人の問題は大統領の政治的正統性の問題であり、その役割・権限と相関関係にある。大統領選挙人について「より詳細な意見を示すか、政府への信頼を示すかの選択」<sup>(41)</sup>を委ねられた CCC がこの点でも明確化に取り組んだのは当然である。

---

(39) Ibid., p. 319-320. 3 条については異議もなく承認された (ibid., p. 312)。

(40) 拙稿「フランス 1958 年憲法制定過程の研究 (1)」香川法学 31 巻 1・2 号 (2011 年), 3 ページ。なお、CCC の意見、修正提案および採択されなかった主要な見解が、1958 年 8 月 20 日に官報で公表されているが、大統領の役割・権限については政府原案の修正は必要ないというのが CCC の判断であるから、そこには何の言及もない (V. Comité consultatif constitutionnel, avis du 14 août 1958, Propositions de modifications adoptées par le Comité consultatif constitutionnel et Observations et suggestions non retenues par le Comité consultatif constitutionnel, *DPS II*, p. 557 et s.)。

(41) Decaumont, L'élection du Président de la République, op. cit., p. 153.

大統領選挙人を規定する政府原案 4 条もまた一般討論において疑問に晒された。まず、ブリュイネールは、大統領選挙人が組織法律に委任されることによって、その選挙人の範囲が議会多数派の変動のたびに<sup>(42)</sup>変更されることになりかねないとの懸念を示した。コスト-フロレは、大統領選挙人の拡大という方向性には反対でないとしながら、大統領権限の強化と大統領が相対多数によって選出される可能性を認めることとの間に「絶対的な矛盾」があるとして、拡大された選挙人による絶対多数による選出と組み合わせ、絶対多数を得た候補者がいない場合における国会議員による選出<sup>(43)</sup>を規定すべきと主張した。

これらの批判に対し、ジャンノは、コスト-フロレの指摘に対しては、絶対多数が困難な状況もありうるとして賛同しなかったが、ブリュイネールの懸念には理を認め、「憲法本文に選挙人の定義を規定することに決定的な障害があるとは考えていない」と述べた。そして、大統領選挙人の問題に関しては「あらゆる示唆を歓迎する」として、CCCにおいて修正提案を作成することを容認する姿勢を示した。<sup>(44)</sup>

ドゴール審議参加の際に CCC がまっさきに取り上げたのもこの問題だった。委員長から見解を質されたドゴールは、大統領選挙人にはおよそ千人規模と数万人規模の 2 つの選択肢が考えられるところ、政府原案はコミュニヌ議会代表について規定しないことにしたが、これは CCC が「この問題に関してわれわれに示唆を与えるはずであると考えて」のことでありと述べた。そして、「およそ 5 万人 (une cinquantaine de mille)」という数字を示唆しつつも、元老院議員選挙人とは異なるべきことを指摘した。<sup>(45)</sup>さらに、数人の委員が質問した。ドゥジャンは本条に対する政府の執着を確認しようとしたが、ドゴールは「政府は特に執着していない」と明確に

(42) CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 78.

(43) *Ibid.*, p. 80-81.

(44) CCC, 31 juillet (après-midi), *DPS II*, p. 96.

(45) CCC, 8 août (après-midi), *DPS II*, p. 299-300.



否定し、政府原案において組織法律に委任した理由について、憲法の条文を長くしすぎないという配慮と地方制度は変わりうるという可能性を指摘した。そこで、ドゥジャンはさらに、前述のブリュイネールの懸念に言及しながら、組織法律に委任すると時々の多数派の都合によって修正される危険を指摘した。これに対してドゴールは、憲法には原則を明記すればよいとの考えを示しつつも、CCCが必要と考えるなら大統領選挙人を明確化する提案は歓迎すると付け加えるのを忘れなかった。<sup>(46)</sup>

こうしたドゴールの示唆に<sup>(47)</sup>応じて、CCCは大統領選挙人に関して活発な議論を交わしていく。そこでは必ずしも整然と議論が行われたわけではないが、論理的にはまず、CCCが大統領選挙人の範囲を憲法で規定するかどうかが問われなければならなかった。この問題はブリュイネールやジルベール・ジュールが、選挙人の範囲が選挙ごとに異なることの不都合を指摘して、憲法化を提案し、採決の結果可決された。

つぎに選挙人の範囲をどのように規定するかが問題となった。多様な意見が表明されたが、主たる対立点は、大統領選挙の性格を従来の国会議員による選挙に近いものにするか、国会議員によってはコントロールできない程度にまで選挙人を拡大するかであった。そして、この対立はドゴールの挙げた「およそ5万人」という数字をめぐるものでもあった。大統領選挙人の限定的拡大を主張する代表的な委員はコストフロレである。彼は端的にコミューヌ代表の選挙人を削除するよう提案した。そうすれば選挙人総数は5,496人となり、全員を一堂に集めて投票を行うというのである。そして、その論拠として、大統領が絶対多数により選出されることを確実にできること、予備選挙の必要がないこと、地方の過大代表を避けられること、海外領土選挙人の比率が大きくなることで共和国大統領が同時に連邦大統領であることによりよく対応することなどを指摘した。ヴァアラ

---

<sup>(46)</sup> Ibid., p. 305.

<sup>(47)</sup> Ibid., p. 313-319.

ンタンもまたコスト-フロレと同趣旨の意見を述べているが、彼の意見で特徴的なのは、大統領選挙人が多くなると選挙が政治化し、たとえばブーランジェ將軍のような人物が当選する可能性が高まるという指摘である。これはまさに、大統領選挙の帰趨が国会議員のコントロールを逸脱することから生じる危険を指摘するものである。

しかし、こうした意見が大勢を占めたわけではない。たとえば、ブロック-マスカールは、数千人程度の選挙人では従来の大統領選挙と異なるものではなく、それゆえクレマンソのような傑出した人物を選ぶことはないし、絶対過半数で選出するといっても前回大統領選挙のように 13 回～17 回目の投票でようやく選出するということにもなりかねないことを指摘した。コスト-フロレらが大統領権限の強化を根拠に相対多数による選出を批判したことに対して、選出される人物像や投票回数に注意を向けることで、その論理一貫性に疑問を呈したのである。ブリュイネールは、ドゴールの示唆した規模に近い修正案を提案する。それによれば、コミューヌを基礎とする選挙人に関して、人口を基礎として選挙人を明示し、人口 1,000 人未満のコミューヌについては市長、1,000～3,000 人のコミューヌについては市長と助役、3,000～6,000 人のコミューヌについては市長、助役と 3 名の市議会議員、6,000～9,000 人のコミューヌについては市長、助役と 6 名の市議会議員、9,000 人以上のコミューヌについては全市議会議員である<sup>(48)</sup>。

採決の結果可決されたのはブリュイネール案であった。大統領選挙人はドゴールが示唆した「およそ 5 万人」という規模に対して CCC は同意を与えたのである。確かに、CCC は政府原案に対する修正を提案した。しかし、それは政府の方針に反するものではなかった。選挙人の明確化は政府にとって想定範囲内だったし、その規模は期待通りだった。つま

---

(48) Ibid., p. 318. この修正案は、コミューヌ代表選挙人以外については政府原案を基本的に踏襲している。

り、この問題についても CCC は政府の方針を追認するにとどまったのである。<sup>(49)</sup>

#### 4 妥協の見直し

CCC は、大統領に関する政府原案の諸規定に対して懸念や批判をもちつつも、結果において大筋でそれを承認した。しかし、政府と国会との関係についてはより積極的な姿勢を見せている。そもそも政府と国会の関係を「合理化」ないし「健全化 (assainissement)」<sup>(50)</sup>することは新憲法がまっさきに解決すべき課題と考えられていた。大統領の強化はドゴール個人の問題意識の反映という要素が濃厚だが、政府と国会との関係については政治家たちにおいて幅広く問題意識が共有されていた。そうした共通の認識枠組の存在が CCC における積極的な姿勢を可能にしたともいえる。そして、そうした姿勢は政府内部で成立した妥協の見直しを迫るところまで踏み込むことになる。ここでは、国会議員と大臣の兼職禁止と政府の国会に対する責任を取り上げて、CCC の活動のそのような側面を検討する。

(49) ただし、CCC においてはそれで終わりではなかった。続く第 5 条の審議において、コスト-フロレが、「大統領は絶対多数で選出される。2 回の投票で絶対多数を得た候補者がいない場合、県議会と海外領土議会の議長と国会が合同集会して選挙を行う」という条文を挿入する修正を提案し、この修正案も可決されたのである。大統領選挙を国会議員の手に取り戻そうという意見も相応に強かったことを示すものであって、次項で述べる「妥協の見直し」の要素の表れとみることができる。

(50) ここで「政府」とは 6 月 3 日憲法的法律において用いられた語“Gouvernement”に従っている。1958 年憲法は起草段階からその語を引き継いでいるが、1946 年憲法では“Conseil des ministres”（「大臣会議」）と“Cabinet”（「内閣」）の語が使われていたので、用語が変更されたことになる。こうした変更には何らかの意味が込められていると想像されるが、法的にはその組織や手続、権限が本質的な要素なので、本稿においては用語の変更には立ち入らない。日本語としては、本稿では第 4 共和制については「内閣」を、第 5 共和制については「政府」を原則としてあてる。同様に、1946 年憲法では「内閣」の長は“Président du Conseil des ministres”（閣議主宰者）であり、1958 年憲法では「政府」の長は“Premier ministre”（首相）である。この変更は、政府の長といえども、国家元首すなわち大統領との関係では *ministre*（臣）であるという意味をもたせようとしたと推測することは可能だが、同様の理由から基本的に区別せずに考察を進める。対応する日本語はどちらも「首相」とする。

## (1) 兼職禁止

国会議員と大臣の兼職禁止<sup>(51)</sup>は、第 3 共和政期の国家改革論において提案されて<sup>(52)</sup>おり、第 4 共和政期にはルネ・カピタンやレオン・ノエルらドゴールに近い論者も主張した。ドゴール自身、1955 年 6 月 30 日の記者会見で、<sup>(53)</sup>「国会議員であると同時に大臣であること、つまり、裁判官であると同時に当事者であること、統制者であると同時に被統制者であることはできない」と述べて、この原則を主張した。<sup>(54)</sup>ミシェル・ドゥブレも、1957 年のパンフレットで大臣と国会議員の兼職禁止を主張している。<sup>(55)</sup>ドゴールは、政権復帰に先立つ 5 月 31 日、主要政党の代表者との会談においてもこの原則を明確に主張したようであり、<sup>(56)</sup>ギ・モレも、1958 年 6 月 1 日国民議会普選委員会の審議において、国会議員と大臣との兼職禁止をドゴール政府の憲法改正の方針として説明している。<sup>(57)</sup>こうしてみると、この原則を条文化した政府原案 21 条は、ドゴール政府が一致して作成した条文である

(51) 日本語文献による研究は少ないが、管見のかぎり、高野真澄「フランス憲法における大臣と議員の兼職禁止——強力行政府の規範構造と議会制——」神戸法学雑誌 19 卷 1・2 号 (1969 年) がバランスの取れた分析を行っている。

(52) たとえば、アンドレ・タルディウは国会議員と大臣の兼職について相関関係にある 2 つの問題を指摘した。第一は「再選の強迫観念」による。つまり、再選可能性によって常時候補者のような状態に置かれた議員は選挙区への配慮から免れることができなくなって、選挙区の代理人にすぎなくなるという。第二は「昇進の強迫観念」、つまり、大臣職への強い欲求である。これゆえに、政府に属していない議員は、政府に属している議員に対して永続的闘争状態にあるという。こうした事情のゆえに、議員が大臣になったときも選挙区の特権利益に配慮するだけでなく、非大臣の議員の間に絶え間ない倒閣運動が生まれるのである (André Tardieu, *La profession parlementaire*, Ernest Flammarion, 1937, p. 32 et s., aussi voir p. 231-232, 255, 359-360)。

(53) René Capitant, *Pour une Constitution fédérale*, Ed. Renaissances, Strasbourg, 1946, (reproduction partielle in *Écrits constitutionnels*, Éditions du CNRS, 1982). Léon Noël, *Notre dernière chance*, Geldage, 1956, p. 184.

(54) De Gaulle, *Discours et messages*, t. II : Dans l'attente 1946-1958, p. 635. ただし、バイユ演説やエピナル演説では、大臣と国会議員の兼職禁止には言及していない。

(55) Michel Debré, *Ces princes qui nous gouvernent...*, Plon, 1957, p. 175.

(56) André Demichel, De l'incompatibilité entre les fonction de ministre et le mandat parlementaire, *RDP*, 1960, n° 3, p. 635.

(57) *DPS I*, p. 156.

かのように思われる。<sup>58)</sup>しかし、ジャノは、後年の証言で、政府原案作成過程において、「この考えは、ドゴール將軍の個人的考えであって、それを信じていたのは本当に彼だけであった。大臣の中にも、憲法作成に参加したすべての者の中にも、それを信じる者はいなかった」と回想している。<sup>59)</sup>

政府内部での作業において、たしかに、国会議員と大臣との兼職禁止を憲法に規定するという原則自体に対する異論は見られない。しかし、具体的な制度設計については、大臣となった国会議員に議員辞職までの猶予期間を認めるか、その被選挙権を停止するか、欠員となる議席をどう埋めるか、などの点について変遷が見られた。このことは、兼職禁止の憲法化は、原則を確定すれば済むというものではなく、その制度化のためにいくつかの微妙な問題を解決しなければならず、また、その具体的ありようによって実際の効果は異なりうることを意味している。したがって、ドゴールの執着を前に兼職禁止原則そのものには異を唱えなくても、そこに見出す意味やコミットメントの程度は一様でなかったと思われる。ジャノの回想もそのような意味で理解できる。

さらに、そもそもこの兼職禁止の目的についても意見の違いがあった。第3共和政期の代表的な提唱者であるアンドレ・タルディウは、それを政府不安定の抑止に見ていた。すなわち、国会議員は大臣になりたいという願望を抱いており、また、大臣を辞めても国会議員であり続けることができるために、安心して政府を頻繁に交代させることができる。そこで、大臣になるとき国会議員を辞職させることによって、大臣をより多く生み出すための政府の交代を抑制することができる、というのである。これに対

<sup>58)</sup> Cf. Dominique Remy, *Le statut des parlementaires, L'écriture*, p. 325.

<sup>59)</sup> *L'écriture*, p. 347. この討論 (Débat) において、レオ・アモンは、ドゴールとドゥブレの考えの違いを次のように説明して、ジャノの回想に同意している。すなわち、ドゥブレはイギリスの政治制度、つまり議院内閣制の多数派的運用をモデルにしていた。したがって、政府を構成するのは当然、議会の多数派のリーダーでなければならない。ところが、ドゴールは全員一致主義的であって、国会議員は大臣となるときは、政党間の競争関係から離脱することが要請される、と (ibid., p. 349)。

し、ドゴールはじめゴーリストが力点を置くのは、権力分立原理であり、<sup>(60)</sup> 立法府と執行府との職務の性質の違いである。ルネ・カピタンが指摘する理由は、「実際、選挙区の代表と省庁の運営というまったく違う 2 つの職務を 1 人の人間が同時に行うことは不可能」ということである。<sup>(61)</sup> レオン・ノエルは兼職禁止の根拠について、「何よりも望ましいことは、大臣がすべての時間について政府の仕事に専念すること、選挙に対する懸念から解放されることによって、国民の一般利益を考慮することのみに導かれることである」と説明している。<sup>(62)</sup> こうした理解は、議会を特殊利益の代表者の集まりと位置づけ、大統領に一般利益の代表者の役割を与えるドゴールの政治制度のイメージと結びつく。<sup>(63)</sup>

この 2 つの目的は排斥し合う関係にないが、<sup>(64)</sup> ドゴール側近そしてドゴール政府において重視されたのは後者であった。したがって、CCC において国会議員の大臣職への願望が内閣不安定の主たる要因ではないという反論がなされるが、これは政府からすれば「的外れ」でしかなかった。他方で、権力分立原理に基礎を置く政府の立場は、具体的制度化において困難な課題があった。第一に、議員が大臣となった後再び議員を目指す可能性がある限り、選挙区への関心を失うことはないのではないか、ということ

(60) モンテスキュー『法の精神』にも次のような一節がある。「君主が存在せず、執行権力が立法府から選ばれた若干の人々に委ねられるならば、もはや自由は存在しないであろう。なぜなら、二つの権力が結合され、同じ人々がそのいずれにもときとして参加し、また、常に参加しうるからである。」(Montesquieu, *De l'esprit des lois*, L. XI, chap. VI. 訳文は野田良之他訳『法の精神 上巻』岩波書店, 1987 年, 217 ページ)

(61) Capitant, *Écrits constitutionnels*, p. 312.

(62) Léon Noël, *Notre dernière chance*, Gedalge, 1956, p. 184.

(63) 参照, 拙稿「シャルル・ドゴールの憲法構想(2・完)」早稲田法学 75 卷 4 号, 319 ページ。

(64) CCC 審議におけるジャノの説明が原案起草における政府の考えを表しているように思われる。彼は 7 月 31 日午前の審議で次のように述べた。「政府原案の起草者が、政府不安定の原因を、国会議員みなが大統領就任を望んでいることに帰しているとは思わない。そこになんらかの関係はあろうが、決定的なものではない。しかし、はるかに重要と思われることは、むしろ、国会議員に求められることと大臣に求められることとの間に緊張があることである。」(*DPS II*, p. 75)

である。議員となる可能性を閉ざすには被選挙資格を停止するしかないわけだが、それは理論的にも現実的にも困難があった<sup>65)</sup>。第二に、議員が大臣となったとき、欠員となるその議席をどうするかが問題である。大臣の影響下にある人物を代わりの議員にすることを認めるならば、次の選挙において大臣に対立して立候補する可能性はないので、大臣が次の選挙での立候補を考えるかぎりその選挙区への関心が継続することになってしまう。そうではなくて、大臣の影響の及ばない人物で欠員を埋めるようなしくみは、次の選挙で大臣のライヴァルとなってしまう可能性が高いから、事実上不可能である。要するに、ドゴールらの兼職禁止の主張は理念のレベルでは成立しえても、具体的な制度として考えると大きな困難を抱えていた。そこに、CCC の介入する余地があったのである。

なお、CCC の議論に影響を与えたと思われる重要な外在的要因に世論がある。7月31日一般討論の最初に意見を述べた委員長が「世論は変革への渴望が大きいので、本条文の原理に反対する責任を引き受けるつもりはない」と述べたのをはじめ、多くの委員が言及している。大詰めである8月13日夕方の審議でも、原案21条についてある委員は「本条文の唯一<sup>67)</sup>の利点は明らかに世論によって高く評価されていること」と述べている。「この問題について世論がどう思うかをあまり心配する必要はない」、「われわれは世論に従うためにここにいるのではない、世論を導くためである」という意見もあったが<sup>68)</sup>、全体としてみれば、兼職禁止原則に対する世

---

<sup>65)</sup> 理論的には、被選挙資格が国民主権に由来する権利としての一面を否定できないところ、その停止を、たとえ一定の期間であっても、権力分立原理から、あるいは、立法権と執行権の職務の性質の違いだけからどのように正当化するか、ということが問題になる。現実的には、政府内部において、そこまで徹底した立法権と執行権の分離をモレら國務大臣が容認するかどうか、ということである。実際、初期の政府案は被選挙資格を停止することを規定していたが、6月23日憲法会議でモレが難色を示すや撤回され、その後復活することはなかった (Cf. *DPS I*, p. 277)。

<sup>66)</sup> CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 75.

<sup>67)</sup> CCC, 13 août 1958 (soir), *DPS II*, p. 539 (intervention de Barrachin).

<sup>68)</sup> CCC, 6 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 225 (intervention de Montalembert) ; 228-229 (celle de Bruyneel).

論の支持は CCC の委員にとって無視できなかつたようである。<sup>(69)</sup>

## 政府原案の作成

ドゴールの兼職禁止への思い入れの強さは、6月6日リュシェールメモで言及されていることに表れている。短いメモの中で「例外的に代議士が大臣になるならば、国会議員の職を放棄しなければならないであろう」と述べられている。「6月ドゥブレ案」では、大臣への「任命後ただちに (aussitôt après leur nomination)」国会議員職を放棄すること、大臣就任時の次の立法期が終わるまで——現行国民議会議員の任期を前提とすれば最長10年となる——被選挙資格を失うことが規定された。<sup>(70)</sup>

6月23日の憲法会議でモレが被選挙資格の停止に対して難色を示したことから、その点を削除して作業部会での検討が始まった。6月27日作業部会会議のたたき台として提出された案では、「6月ドゥブレ案」に、大臣に任命された議員の代替 (remplacement) について法律で定める規定が追加されていた。被選挙資格の停止については、シャンドルナゴルとリュシェールが強く批判した結果、その規定は削除された。議員の代替について、ドゥブレは、国会議員が大臣となった後はその選挙区の支持者への配慮から解放することを目的とするとした。つまり、部分利益への奉仕の誘因を断つということである。これに対し、大臣が次の選挙で当選する必要があるかぎり、その支持者の利益を図り続けるであろうから、ドゥブレの期待は幻想であるとの指摘があった。また、憲法の明文で規定されるものではないが、大臣となった国会議員の歳費について、ドゥブレは、その立法期の終わりまで議員歳費の固定分を保障するという案を示した。<sup>(71)</sup>

この問題を作業部会が再び取り上げたのは7月3日である。たたき台案では、大臣職との兼職禁止の範囲が広げられ、国会議員だけでなく、県議

---

(69) Cf. Christian Bidegaray et Claude Emeri, *Le Gouvernement, L'écriture*, p. 227.

(70) *DPS I*, p. 253.



会議長と一定規模以上のコミューヌ長との兼職禁止が規定された。辞職の時期については「ただちに」の文言が消えた。議員の代替について法律に委任する点について変化はない。作業部会の議論で問題となったのは、6月27日に引き続き、代替の意味である。相変わらずドゥブレは、それにより大臣となった議員が選挙区の支持者への配慮から解放されると主張したが、政治的盟友に交代することによって次の選挙でその議席を譲られることは容易であるとの指摘がなされた。<sup>(72)</sup>

7月10日ごろの案では、兼職禁止の厳格さの後退が明確になる。禁止の範囲が再び国会議員に限定されるとともに、議員職喪失の時期があいまいにされた。<sup>(73)</sup>つまり、猶予期間を設ける可能性が出てきたのである。これらの変更の理由は明確に特定できないが、前者については、有能な政治家が大臣職を望まなくなり、その結果、大臣職は官僚や実業家、あるいは政治家でも凡庸な者によって占められることになるという懸念がシャンドルナゴルによって示されており、後者については、政府が頻繁に瓦解する第4共和政の状況が継続するようなら、大臣任命を断る国会議員が多くなるという懸念がリュシェールから示されていたことが背景として考えられる。<sup>(74)</sup>

7月23日大臣会議でもさらに微修正された。原案では、議席喪失は任期の通常の終了まで、つまり、国民議会議員であれば任期満了または解散まで、元老院議員であれば当該議員の任期満了までとなるが、会議の結果

---

(71) *Compte rendu de la réunion du groupe de travail du 27 juin 1958, DPS I, p. 292.* 当時政府において、議員歳費を二分し、一方は固定分として支給するが、他方は、会議への出席状況に応じて増減するという案を検討していた。ちなみに、議員歳費の保障については、その後の制憲過程でも憲法に規定することは検討されず、議論の対象とはならない。

(72) *Compte rendu de la réunion du groupe de travail du 3 juin 1958, DPS I, p. 341.*

(73) *Avant-projet de Constitution (vers le 10 juillet 1958), DPS I, p. 418.*

(74) *Notes rédigées par M. André Chandernagor pour M. Guy Mollet en vue du Conseil interministériel du 7 juillet 1958, DPS I, p. 371 ; Notes rédigées par M. François Luchaire pour M. Louis Jacquinot en vue du Conseil interministériel du 7 juillet 1958, DPS I, p. 375-376.*

「全面改選または次の部分改選」までとされた。現行制度を前提にすれば、元老院議員の場合 9 年後ではなく早ければ 3 年後に議員復帰が可能となる。また、大臣就任にともなう議員の代替は再選挙によらないことを明文で規定することになった。これは、後の CCC の審議においてジャンが説明することだが、再選挙が国政に悪影響を及ぼす可能性を考慮したためだという。つまり、再選挙において「大臣に任命された議員側の政党が敗北した場合、……特定の選挙区の有権者によって、政府の政策全体が否認された」と解釈される可能性がある<sup>(75)</sup>」ので、そのような不都合を避けるために再選挙によらないことにしたという。CCC に提出された政府原案は次のとおりである。

第21条 いかなる者も政府構成員の職と国会議員の職を兼務することはできない。

政府構成員に任命された国会議員は、所属する議院の全面改選または部分改選まで代替される。

この代替は再選挙によらない。

組織法律が本条の適用の態様を決定する。

## CCC の審議

この 21 条の問題については、一般討論から多くの委員が問題にしたが、逐条審議でも長時間を費やし、CCC の意見をまとめる最後の段階まで議論された。議事録で見ると、最も多くの時間が費やされた条文である。ある委員が言ったように「すべての国会議員が関心をもっている<sup>(76)</sup>」というのもあながち誇張ではなかったであろう。論点は大きく 2 つに分けること

<sup>(75)</sup> CCC, 31 juillet 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 100.

<sup>(76)</sup> CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 79 (intervention de Dejean). CCC 全体会議でも長い時間が費やされたが、そのほかにも、8月6日から8日まで連日作業グループで議論されたほか、8月7日夜には非公式会議が開かれた (v. CCC, 7 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 274)。

ができる。第一は兼職禁止原則そのものに関する意見、第二は兼職禁止の実施方法、とくに代替のしくみに関わる意見である。

兼職禁止そのものに関わっては、まずその目的が議論となった。一般討論において、それが政府の不安定の解消を目的としているのかという質問があり、政府委員ジャノは、議員と大臣との職務の性質の違いによる旨答えていた。<sup>(77)</sup> それでも、逐条審議においても、複数の委員が政府安定化という目的に言及するとともに、しかも、その目的には役立たないという批判を行っている。たとえば、ヴァランタンは「私が言いたいことは、単純に、国会議員の願望に政府危機頻発の原因をみるのは、明らかに誇張があるということです。周知のように、こうした危機の根本の原因は習慣的な多数派の欠如です」とし、国会に安定した多数派があれば、国会議員から大臣を任命することは、政府の安定を保障する「最もたしかな方法」だと述べた。<sup>(78)</sup> こうした批判に対し、ドゴール自身が明確に、「われわれはこの政府原案を、われわれに憲法草案起草を命じた法律に規定された原理、すなわち、権力分立に基礎をおいて作成しました。この兼職禁止を思いつき検討したのは、安定という観点というより、権力分立という観点です」と CCC において明言した。そして、「立法権であると同時に執行権であること、すなわち、統制者であると同時に被統制者であることを認める」のは難しいとして、これらの異論を斥けた。

兼職禁止に対する第二の原理的批判としては、大臣に適任の国会議員が大臣にならなくなるということである。この点当初は、国会議員は大臣に任命できないという意味に理解する委員もいたが、ジャノの説明により、国会議員は大臣になれるがそのときは議員を辞職する必要があるという意味であることが明確化された。<sup>(79)</sup> しかし、問題は、そうなると国会議員が大

<sup>(77)</sup> CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 75, CCC, 31 juillet 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 99.

<sup>(78)</sup> CCC, 6 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 220.

<sup>(79)</sup> CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 75, CCC, 31 juillet 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 99.

臣になることを拒否する場合が考えられることである。<sup>(80)</sup> たしかに、1946年憲法の実践を前提にすれば、内閣は平均で半年程度で辞職し解散も考えられないのであるから、大臣を辞めた後再び議員となる機会は、4年半——その間に再び大臣に任命される可能性があるにしても——待たねばならないことになる。政府原案では内閣安定化のためにさまざまな工夫がなされているが、その効果に期待をかけないかぎり、国会議員が大臣就任を躊躇するという予想も十分理解できる。しかも、組織法律にゆだねられた代替の方法によっては、次の選挙での立候補が不利な状況になる可能性もあるのである。

大臣を国会議員から任命できないことは2つの問題につながる。第一に、レノー委員長の言う「国会は国家的人物 (hommes de l'État) の学校である」という点に関わる。すなわち、「国会議員が同じ議院の反対者や諸政党ともつ接触が国家的人物を養成するのであり、国会議員が任期中に官庁のミッションとして有する外国の国家的人物との接触は必要な訓練」となる。<sup>(81)</sup> つまり、国会議員としての経歴を通じて国家の運営に必要な知識や経験などを身につけ、そうして適格性を認められたものが大臣になっていくという、国政上重要なプロセスが破壊されてしまうということである。<sup>(82)</sup> 第二に、その反面、大臣の調達先は主として官僚や実業界ということになるが、これこそアメリカ合衆国大統領制の方式である。<sup>(83)</sup> 政府原案において政府の対議会責任は規定されているものの、政府と議会との人的関係が希薄化する結果、政府の存立・運営において大統領の信任の重要性が増し、国会と政府の協力の契機が損なわれることが危惧されたのである。

兼職禁止の技術的問題として2つの点が問題となった。第一は、大臣と

<sup>(80)</sup> CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 84 (intervention de de Bailliencourt).

<sup>(81)</sup> CCC, 6 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 228 (intervention du Raynaud).

<sup>(82)</sup> Cf. André Siegfried, L'avant-projet constitutionnel devant l'opinion, *Le Figaro* du 30 juillet 1958, reproduit in *DPS IV*, p. 358-359.

<sup>(83)</sup> CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 89 (intervention de Barrachin).

の兼職禁止の対象を国会議員だけにしていることには理由がないという批判である。<sup>(84)</sup> 兼職禁止の目的が大臣に一般利益だけを考慮して職務に専念させることだとすれば、たしかに、兼職禁止の対象を国会議員に限定する理由は乏しい。こうした点から、禁止対象を国会議員のみとしている本条は政府のことさらな反議会主義的な態度の表れと見なされ、委員の反感を買ったのである。しかし、この批判は対象を拡大すればかわすことのできる性質のものである。実際、ドゥ・バイヤンクールは、「公務員、経済評議会委員、および民間大企業の取締役会議長」に禁止対象を拡大することを示唆していた。その意味で必ずしも政府の立場と両立しないわけではない。CCCはこの論点についてこれ以上議論を深めることも採決することもなかったが、CCC答申後に政府は禁止対象となる職種を国会議員に加えて「全国的性格の職能代表の職務、すべての公的雇用、およびすべての職業活動」に拡大することを決定する。そして、ジャノはこの修正を「この憲法が国会議員の犠牲において公務員のために作られたとみられることを避けるため」と説明することになる。<sup>(85)</sup> CCCの審議で示された意見——ただし、CCCが採択した意見ではない——が政府に受け入れられた数少ない例の一つである。

技術的問題の第二は、大臣に任命された議員の代替である。政府原案では、再選挙によらないことのみを明確にして、それ以外のことを組織法律にゆだねていたが、これが委員の危惧するところとなった。たしかに、大臣に任命された議員の議席をどうするかは難問であった。兼職禁止によって議席が空くとき、欠員のままでは代表者をもたない選挙区ができてしまうし、政党の議席数も変わってしまう。ジャノが示唆した方式、つまり、代替要員も議員と同時に選挙することは不可能ではないが、前述のよう

---

(84) Cf. CCC, 6 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 219 (intervention de de Baillencourt), p. 222 (intervention de Bruyneel), p. 225 (celle de de Montalembert), CCC, 13 août 1958 (soir), *DPS II*, p. 541 (celle de J.-P. David).

(85) Conseil d'État, Commission constitutionnelle, 25 et 26 août 1958, *DPS III*, p. 86.

に、議員の近親者や友人が代替者になっても、議員に近くない人物が代替者となっても問題は残る。結局、政府と問題意識を共有したとしても、議員の代替問題はほとんど解決不可能であった。政府原案はその具体的制度化を組織法律に委任することで問題の顕在化を回避していたにすぎない。政府委員ジャノも政府原案の不完全さを暗に認めるかのように、21 条 3 項の再選挙の条文の重要性は「同条の他の項のそれと同じではない」とし、代替のシステムについて「政府は示唆を得られたいへん満足であろう」と述べていたのである。CCC はこの問題を種々の点から検討したが、その結果はブリュイネールの次のような意見に集約されている。彼によれば、いかなる選挙制度をとっても議員の代替は不可能であり、「絶対に容認できず、根拠のない、適用不能」である。すなわち、全国会議員について各議員につき一人の交代要員を議員と同時に選挙するとなると、両院を合わせて 900 人を選ぶことになるが、それは真剣な考えとは思えない、大臣となる議員が代替する者を指名するようにしても、家族や親しい友人を指名することになるのでうまくいかない、また、様々な選挙制度を採用することになれば、たとえば連記 2 回投票方式であれば再選挙を行うこともできない、ということである。彼は結局、代替を行わないという結論を導くが、そのかわり大臣に任命された議員に求められることは辞職ではなく、「議員権限行使の停止」にとどまる<sup>(86)</sup>。このしくみであれば、大臣退任後「議員権限行使の停止」が解かれるだけなので、欠員は生じない。

CCC においては、兼職禁止原則を支持する意見もあったものの、以上のような問題点を重視する意見が多く、採決の結果、兼職禁止規定の削除が圧倒的多数で決定される（賛成 22、反対 7、棄権 1）<sup>(87)</sup>。

ところが、問題はこれで済まなかった。なぜなら、「兼職禁止は政府において基本原則として」考えられており、この政府原案 21 条 1 項は政府

<sup>(86)</sup> CCC, 13 août 1958 (soir), *DPS II*, p. 542-543 (intervention de Bruyneel).

<sup>(87)</sup> CCC, 6 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 221-231.

にとって「きわめて重要な規定」だったからである<sup>(88)</sup>。単純な削除という結論に対しては、「政府は元の条文を復活させる」<sup>(89)</sup>だけであるという見通しには現実味があった。兼職禁止に好意的な世論もそうした政府の姿勢を支持すると思われた。こうして、21 条削除を採決した翌日には修正案審議の提案がなされる。しかし、その場では提案は取り上げられず、審議は第二読会に先送りとなる。第一読会は 21 条の削除を決定しているので、存在しない条文についてひきつづき第一読会で修正案を議論する余地はなかったからである<sup>(90)</sup>。

しかし、第二読会での修正案の審議でも優勢を占めたのはやはり兼職禁止原則そのものに対する根本的な反発であった。代表的なのは政府原案 21 条の修正論議をリードしたバラシヤンの提案である。それによれば、大臣は「国会内及び国会外から選任され」「政府の政治活動以外に従事してはならず」、政党に属することが禁止されるが、議員としての資格は存続し、たんに大臣在職中「休職 (mis en congé)」とされるのみである<sup>(91)</sup>。つまり、大臣退任後当然に議員として復職することが可能であった。この案は議員職を休職にとどめる一方で、政党所属の禁止を明確化するところに特徴があった。一方、ブリュイネールは、前述のように議員の代替の問題点から、代替を行わないという修正案を提示したが、その議席は大臣を退任したとき回復すると想定されている。しかし、大臣退任後ただちに議員に復帰するのであれば、これらの提案は実質的には兼職禁止の否認である<sup>(92)</sup>。政府の考えとの違いは深刻であった。そこで、政府との妥協点を模索

---

(88) CCC, 31 juillet 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 99; CCC, 6 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 221 (intervention de Janot).

(89) CCC, 8 août 1958 (matin), *DPS II*, p. 275 (intervention de Bruyneel).

(90) CCC, 7 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 240 et 274. なお、21 条修正案の審議に関しては、この CCC 全体会議の前に、同日午前の作業グループ会議において、複数示されている修正案の調整のためにサブグループの会議をその日の夜行うことを申し合わせていた (v. *ibid.*, p. 233-234)。

(91) CCC, 13 août 1958 (soir), *DPS II*, p. 539 (intervention de Barrachin).

(92) Cf. Remy, *op. cit.*, p. 328.

する立場の委員からは、議員職は辞職とし、次回選挙までの復職禁止を維持するという政府原案に近い立場からの提案もなされた。

以上のように種々の案が示されたが、政府原案から最も遠い提案から採決すると委員長の方針により、バラシャン案が最初に採決に付され、賛成 13 票、反対 11 票で可決された。<sup>(93)</sup> 票数の差は小さいものの、CCC は修正案においても兼職禁止原則を実質的に否認したのである。8 月 8 日ドゴールが CCC において、大臣と国会議員の兼職について「執行権者であると同時に立法権者であること、統制者であると同時に被統制者であることを認めるのは、私たちには困難です。それが私が強調したいことの一つです」と言明していたにもかかわらずである。<sup>(94)</sup> CCC の答申が政府によって採用されないのも当然であった。<sup>(95)</sup>

なお、政府においても政府原案の不十分さは自覚されており、CCC 審議と並行して条文を見直し作業が進められていた。J.-L. ドUBLE が伝えるところによれば、8 月 5 日ミシェル・ドUBLE によるドゴール宛のノートにおいて、大臣との兼職禁止の範囲を拡大し、議員代替のしくみを整備する提案がなされている。<sup>(96)</sup> 禁止範囲の拡大は前述のようにドゥ・バイヤンクール意見に近いが、代替システムについては、大臣に任命された国会議員の辞職に 1 か月の猶予期間を設けるとともに、大臣就任に限らず国会議員の欠員が生じた場合の補充要員を選挙によってあらかじめ選出する方法を提案している。この提案がほぼそのまま最終案となる。

## (2) 政府の責任

政府の国会に対する責任を憲法に規定することは、6 月 3 日憲法的法律によって課された条件の一つであり、ドゴール政府にとって義務であっ

<sup>(93)</sup> CCC, 13 août 1958 (soir), *DPS II*, p. 544.

<sup>(94)</sup> CCC, 8 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 303.

<sup>(95)</sup> Cf. François Colly, ARTICLE 23, in François Luchaire et alii., *La Constitution de la République française*, 3<sup>e</sup> édition, Economica, 2009. p. 651.

<sup>(96)</sup> J.-L. Debré, *Les idées constitutionnelles*, op. cit., p. 246-247.



た。他方で、政府の安定性の確保もまた憲法案作成においてドゴール政府によって実現されるべき目標と考えられていた。第 4 共和制における頻繁な内閣の交代がフランス政治の悪弊となっていると考える意見が広く共有されていたからである。

政府内部の起草作業において、政府の安定化は主に 2 つの方向で構想された。第一は、政府の設立・存続の基礎に大統領の権威を位置づけることである。大統領権限強化はドゴールがもっとも重視した目標であるが、その強化された大統領を政府の支えとするのである。政府の責任を規定せざるをえない以上、政府の死命が議会で制せられることには変わりはないが、大統領によってその影響力を多少なりとも減殺しようというのである。第二は、政府に統治するための手段を付与することである。この方向の諸措置は一般に「議院内閣制の合理化」、あるいは、ジャンノの言葉を使えば「健全化された議院内閣制 (régime parlementaire assaini)<sup>(97)</sup>」と称されるが、議会と政府との関係にかかわる広汎な領域に及び、政府原案に詳細に規定されている。主なものを挙げれば、政府不信任手続の厳格化、議会解散権の実質化、法律事項の限定と行政立法領域の承認、立法手続における政府の介入手段の保障、国会議員の修正動議の制限、委任立法の承認、さらに憲法院による立法権の統制などからなる<sup>(98)</sup>。

これらの諸規定について CCC でも議論が交わされたが、ここでは政府の責任をめぐる審議を中心に取り上げる。政府の安定化という目的においてそれが中心を占める要素であり、この問題をめぐる諸構想間の対立・妥協の諸関係をもっともよく表現していると考えられるからである。まず、政府内部での起草作業を分析し、つぎに CCC での審議の模様をみたと、

(97) CCC, 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 67.

(98) 日本語文献による研究は少なくない。管見のかぎり、横尾日出雄（フランス議会制研究会）「フランス議会制の信任関係について——第二次大戦後におけるフランス議会制の研究(2)」比較法雑誌 19 巻 4 号（1986 年）、勝山教子「フランス第五共和政における“合理化された議院制”の構造とその改革(一)、(二・完)」同志社法学 40 巻 6 号、41 巻 1 号（1989 年）が幅広い観点からすぐれた分析を行っている。

さらにそれと並行して進められた政府の作業の続きを検討する。

## 大統領の権限

政府の責任の問題では、政府と議会との関係が中心となるが、その検討の前に、ドゴールの主張に基づいて早期に確定した大統領権限に関連する議論をみておく。主なものは、首相および大臣の任命権と議会解散権の2つである。

首相任命権が大統領に帰属することは、政府内部において原案作成作業の当初から既決事項と見なされていたこと、しかし、政府内部の検討作業を経るなかで、政府の存続条件としての信任は、原則として、大統領ではなく議会に求められるものとなったと認識されていたことについてはすでに述べた<sup>(99)</sup>。

首相任命権を大統領に付与するということは、政府の形成はもっぱら大統領の信任に依存し、議会の信任は必要ないことを意味するというのがドゴールの理解であった。政府は大統領の任命のみによって成立し、議会の信任は当初から推定される。したがって、1946年憲法の叙任手続は必要ない。信任の推定を覆して辞職させるためには議会による明示的な不信任が必要であるということになる。ドゴールは6月13日憲法会議において、権力分立原理の一つの帰結として、「政府は国会ではなく国家元首に起源をもたなければならない」と説明している。ただし、大統領が政府形成に関与するのは実質的にはここまでである。首相任命後は、他の大臣の選任のイニシアティブを首相に与え、また、大統領による首相罷免権を認めないことで、政府の存続についてはもっぱら議会の信任に依存するものとして理解された。この枠の中で政府の責任に関する条文案が作成されるのである。

---

(99) 拙稿「フランス 1958 年憲法の研究(3)」香川法学 35 卷 1・2 号 (2015 年) 14-28 ページ。

つぎに、議会解散権が政府の安定にとってきわめて重要であるという考えは、第 4 共和制下において党派を超えて広く共有されていたが<sup>(100)</sup>、1958 年憲法制定過程の際立った特徴は議会解散権は大統領に与えられることが前提となっていたことである。たしかに、第 4 共和制下の議論でも大統領に解散権を付与することが考えられなかったわけではない。実際、ガイヤール内閣が 1958 年 1 月に提出した憲法改正案では、18 か月の間に 2 回の内閣危機または複数回の叙任拒否があった場合、大統領が国民議会を解散できることを規定していた<sup>(101)</sup>。しかし、あくまで解散は内閣が決定するということが原則と考えられていた。

これに対して、ドゴールはバイユ演説以来大統領に解散権を付与すべきことを主張してきた<sup>(102)</sup>。その構想は憲法起草過程でも持続しており、6 月 6 日リュシェールメモにも、大統領に「国民議会を自由に解散することを可能にする権限」(傍点——引用者)を与えるべきことが記されている<sup>(103)</sup>。しかし、6 月 13 日第 1 回憲法会議で提出されたのは、ドブレが起草した「大統領は、いつでも、首相の提案に基づいて国民議会の解散を宣言することができる」(傍点——引用者)とする規定であった。ドゴール自身は、会議中の発言で、大統領の解散権の意味を、立法府 = 議会と執行府 = 政府の対抗図式の中において、立法府がもつ政府不信任権に対抗するものとしてではなく、「公権力の正常な運営を確保する」という新たな大統領の役割に結びつけて説明した<sup>(104)</sup>。つまり、大統領は議会と政府の対抗関係の外にあって、両者の対立から生じる公権力運営上の支障を取り除くために解散権を行使するというのである。そうだとすると、大統領の解散権は、議会からも政府からも独立して行使できるようにしなければならないはずであ

<sup>(100)</sup> Cf. Maryvonne Bonnard, *Le statut du Parlement, L'écriture*, p. 287.

<sup>(101)</sup> *Projet de loi portant révision de certains articles de la Constitution*, 16 janvier 1958, *DPS I*, p. 219.

<sup>(102)</sup> De Gaulle, *Discours et messages*, t. II, p. 10, 29.

<sup>(103)</sup> *Conversation avec le général de Gaulle le 6 juin 1958*, *DPS I*, p. 235.

<sup>(104)</sup> *Compte rendu de la réunion constitutionnelle du 13 juin 1958*, *DPS I*, p. 246.

る。このドゴールの説明は、リュシェールメモの正確性を裏づけるとともに、この会議で提案された条文案——ドゥブレの意見——とドゴールの考え方の違いを推測させる。つまり、解散権のイニシアティヴをあくまで首相におくドゥブレはドゴールより政府と議会との関係を重視していたと思われる。

モレは、しかし、ドゥブレ案にも満足せず、解散権行使の条件を「政府または国会の要求によって」とするよう求めた。モレの意図は、こうした条件を付すことで大統領の役割を「仲裁者」ととどめる、つまり、政治性を帯びることを防ぐことにあったと思われる。モレの意見に対してドゴールは、大統領が実質的決定権をもつことが条件であると付言するにとどまったが、この会議からは三者三様の意見の違いが透けて見える。大統領の役割を重視するドゴールはその自由な解散権を支持するのに対して、ドゥブレは政府と議会の関係を重視する立場から首相の提案を条件とする考えを示し、モレはさらに議会の役割を重視しようと、国会の要求を条件に加えようとしたということになる。

ところが、この興味深い対立はこれ以上には展開しなかった。第2回憲法会議および6月30日関係閣僚協議会では「大統領は、首相および両院議長の諮問の後、国民議会の解散を宣言することができる」という規定が提案された。この条文によれば、解散のイニシアティヴは大統領がもつことになり、首相と両院議長が意見を述べる機会が保障されているものの、その意見に拘束力はなく、大統領の判断の自由が確保されている。その意味で、ドゴール本来の考え方が基調となっている。<sup>(107)</sup>ドゴールは解散権の裁量性について譲歩を拒み自らの意見を通したことになる。シャンデルナゴルがモレに対し、首相および両院議長の単なる諮問では十分な歯止めにな

<sup>(105)</sup> Ibid., p. 247-248.

<sup>(106)</sup> Compte rendu de la réunion constitutionnelle du 23 juin 1958, *DPS I*, p. 277 et s.

<sup>(107)</sup> J.-L. ドゥブレによれば、この変更はドゴール自身の指示によるものである (J.-L. Debré, *Les idées constitutionnelles*, op. cit., p. 182).

らないと注意を促したのも当然であった。<sup>(108)</sup>しかし、これらの会議で原案は修正なく承認され、政府原案となる。<sup>(109)</sup>

このように、大統領権限に関して自らの考えを貫いたドゴールであるが、大統領の関係しない領域、議会と政府の関係については、少なくとも制定過程の初期には積極的に意見を示さなかった。6月13日憲法会議で示した見解は、政府不安定を避けるために、政府の責任は「あらゆる事項ではなく、若干の事項について」「絶え間なくではなく、ある程度の期間を置いて」問題にされるべきであるというきわめて抽象的な方針を示しただけで、具体的な方針となると、フリムラン政府の憲法改正案の若干の原理は採用可能であると述べただけであった。<sup>(110)</sup>こうしたドゴールの不介入の姿勢により、作業部会での検討作業は、主宰者ドゥブレと各国務大臣の代表者の間での対立を主旋律に進行した。<sup>(111)</sup>ところが、関係閣僚協議会による検討が始まる7月中旬以降、政府の方針は明らかに変化する。それまで見られなかった構想が登場し、起草作業の中心を占めるようになるのである。

そこで、まず、検討の前提として1946年憲法における政府責任のしくみを概観したあと、責任システム起動のイニシアティブによって、議会に

<sup>(108)</sup> Note établie par M. André Chandernagor pour M. Guy Mollet, *DPS I*, p. 314.

<sup>(109)</sup> Projet d'articles relatifs au président de la République, Conseil interministériel du 30 juin 1958, *DPS I*, p. 307. 政府内でドゴールの考えが通った背景として、ドゴールの影響力を考えなければいけないとしても、これまで見てきたようにドゴールはときに重大な譲歩をしていることを考えると、別の事情を考える余地がある。そこで考えられるのは、大統領の解散権に条件をつけると、解散権の行使が困難になり、解散権を通した議会多数派の規律強化のねらいが頓挫するという危険に対する懸念である。実際、リュシェールは、ジャキノ宛のメモで、1877年マクマオン大統領による解散を例に引きつつ、大統領選挙が普通選挙でないまま大統領に解散権を含む重要な権限を付与しても、国民議会の民主的正統性に対抗しえず、解散権も実質的に行使できなくなる危険を指摘している (p. 312)。

<sup>(110)</sup> Compte rendu de la réunion constitutionnelle du 13 juin 1958, *DPS I*, p. 246. フリムラン内閣の憲法改正案については、参照, *Projet de loi tendant à la révision de certains articles de la Constitution adopté par le Conseil des ministres le 22 mai 1958, DPS I*, p. 225 et s.

<sup>(111)</sup> Cf. Maryvonne Bonnard, *op. cit.*, p. 284.

よる場合 (=問責動議), いずれのイニシアティヴにもよらない場合, 政府による場合 (=信任問題) の順番に検討していく。

### 1946 年憲法における政府の責任

1958 年憲法制定作業の検討に入る前に, 1946 年憲法における政府責任について概観しておく。政府責任に関しては 1958 年憲法は第 4 共和制に<sup>(112)</sup> おける議論との連続性が明らかだからである。

1946 年憲法は, 内閣形成に関して「叙任 (investiture)」<sup>(113)</sup> 手続を定め (45 条), 内閣構成前に首相は国民議会に新内閣の綱領と政策を提示して信任を付与 (=「叙任」) されなければならないとしていた。これは政府・議会いずれのイニシアティヴも必要のない, 憲法上定められた責任のしくみである。内閣形成後は, 責任を負うのは国民議会に対してのみとしたうえで (48 条), 首相のイニシアティヴによる「信任問題 (question de confiance)」<sup>(114)</sup> (49 条) と, 国民議会のイニシアティヴによる「問責動議 (motion de censure)」 (50 条) の 2 つの手続を規定していた。すなわち, 憲法上政府が辞職の義務を負うのは, この 2 つの手続にしたがって内閣に対して信任が認められなかった場合に限られるというのが, 1946 年憲法の規定する政治責任のメカニズムである。しかし, 実際には, 49 条の手続によらずに, たんにある議決に内閣の進退をかけることを首相が言明することにより, 事実上その議決に内閣の責任をかける, いわゆる「擬似信任問題 (pseudo-question de confiance)」<sup>(114)</sup> が頻繁に利用され, まさに 49 条によらないがゆえ

---

(112) J.-C. ベカヌは, 政府責任を規定する政府原案 45 条, 現行憲法 49 条について, 「真の革新というより, 精神の変化の到達点, その公認」と評価している (Jean-Claude Bécane, *Le contrôle parlementaire, L'écriture*, p. 405)。横尾も「第四共和制以来の『議会主義の合理化』の一つの帰結ともいえよう」と述べている (横尾前掲論文, 57 ページ)。

(113) 1954 年憲法改正により, 首相は叙任に際して新内閣の名簿を提示することになったので, 国民議会の信任は内閣全体に及ぶことになった (改正 45 条 2 項)。

(114) Cf. Claude-Albert Colliard, *La pratique de la question de confiance sous la IV<sup>e</sup> République, RDP.*, 1948, p. 224.

に、同条の要求する時間的制限（いわゆる「熟慮期間（*délai de réflexion*）」）も、特別多数決の要件も適用されず、単純多数決によって内閣は総辞職することが慣行となっていった。また、信任問題と問責動議のほかにも、内閣に対する質問（*interpellation*）後の採決が内閣に対する信任・不信任を表すものと位置づけられるようになり、内閣の不安定を加速する要因となった。<sup>(115)</sup>

### 問責動議

1958 年憲法制定作業において、政府内部で早期に合意が得られたのは、議会のイニシアティブによる政府責任の追及方法である。6 月ドゥブレ案は、①議会による政府責任の追及方法を問責動議の採択に限定する、②問責動議の条件を厳格化するという 2 つの基本方針のもと、①のコロラリーとして、質問（*questions*）手続では採決を行わないこと、②に関して、動議提出に必要な議員署名数の下限の設定、動議提出から採決まで最低 24 時間おくという熟慮期間（*délai de réflexion*）を規定した。ちなみに、24 時間という熟慮期間は 1954 年改正後の第 4 共和制憲法と同じである。そして、第 1 回憲法会議ではこれらの点は異論なく承認された。<sup>(116)</sup>

憲法会議での承認を受け、作業部会による具体的な検討作業が、6 月末

<sup>(115)</sup> 1946 年憲法 49 条 3 項は、「内閣に対する信任は、国民議会議員の絶対多数によらなければ拒否できない」と規定していた。それゆえ、信任拒否が絶対多数に達しなければ、政府は辞職の義務を負わない。ただし、正規の信任問題の場合でも、相対多数の信任拒否によって、内閣は事実上辞職に追い込まれていた（V. Jérôme Solal-Céligny, *La question de confiance: Étude de la pratique de la question de confiance au cours des deux premières législatures de la IV<sup>e</sup> République*, *RDP.*, 1956, p. 317）。なお、第 4 共和制における政府の責任に関する日本語文献として、参照、横尾日出雄「議会制における信任関係について——フランス第四共和制憲法における『内閣の安定化』の方策——」中央大学大学院研究年報第 15 号 I-1（1986 年）44-45 ページ、中山洋平『戦後フランス政治の実験 第四共和制と「組織政党」1944-1952 年』東京大学出版会、2002 年。

<sup>(116)</sup> V. *Avant-projet de Constitution préparé à la mi-juin 1958*, *DPS I.*, p. 254 et *Compte rendu de la réunion constitutionnelle du 13 juin 1958*, *DPS I.*, p. 245 et s.

から7月初めにかけて行われた。6月27日部会で示された案には、議会から政府の責任を問う方法を問責動議に限定するという原則、その具体化として、政府の責任は連帯責任のみとし各大臣の個別責任は廃止すること、政府に対する質問の後の審議において採決は行わないことが記され、問責動議の厳格化に関しては、動議の採択に必要な特別多数について括弧書きで「国民議会議員の絶対多数」、熟慮期間は「丸8日」とされた。<sup>(117)</sup>作業部会は、7月2日および3日の会議ではほぼ合意を形成する。2日に示された案では、問責動議の条件がさらに詳細になり、動議提出に必要な署名数は「国民議会議員数の5分の1」、熟慮期間「丸8日」(ただし、政府の要求により短縮可能)、さらに、問責動議が否決された場合、その動議に署名した議員は同一会期中に新たな問責動議を提出できないと規定された。3日の案では、問責動議の採決において「動議に賛成する議員の票のみが計算される」という規定が付加された。<sup>(118)</sup>そして、これらの規定について作業部会では異論はなく了承された。

もっとも、動議提出に必要な議員署名数や熟慮期間の長さは、その後いつでも柔軟に変更できる性質のものであり、そのようなものとして合意されたと考えられる。<sup>(119)</sup>その他の点はそのままCCCに提出される政府原案に採用されるが、この2点は、7月7日関係閣僚協議会を経たあとの7月15日案で、必要署名数は10分の1に、熟慮期間は丸2日となつて、CCCに付託される。<sup>(120)</sup>

<sup>(117)</sup> Compte rendu de la réunion du groupe de travail du 27 juin 1958, *DPS I*, p. 292-293.

<sup>(118)</sup> Compte rendu de la réunion du groupe de travail du 2 juillet 1958, *DPS I*, p. 330-331 ;  
Compte rendu de la réunion du groupe de travail du 3 juillet 1958, *DPS I*, p. 342-343.  
ちなみに、動議提出署名数の下限設定、動議賛成票のみの計算は、1958年1月16日ガイヤール政府の憲法改正草案において提案されていた (V. *Projet de loi portant révision de certains articles de la Constitution*, 16 janvier 1958, *DPS I.*, p. 219)。

<sup>(119)</sup> V. Bidegaray et Emeri, *op. cit.*, p. 229.

<sup>(120)</sup> *Avant-projet de Constitution du 15 juillet 1958*, *DPS I.*, p. 436. 政府最終案では、必要署名数は10分の1のまま、熟慮期間は48時間となる。



## 対立の構図

つぎに、いずれのイニシアティヴによらない、憲法上定められた政府責任のメカニズムについては、作業部会において2つの意見が対立した。それは政府への立法権付与との関連において議論された。前述のように、1946年憲法もまた内閣責任の追及の条件を厳格に規定していたが、実際には、重要法案や予算をめぐる議会が内閣の政策を否認することで内閣を辞職に追い込む事態が相次いだ。このことが同憲法における内閣安定化の試みが失敗と評価される大きな要因となった。ここから、内閣の政策遂行に必要な法律に関して議会の立法権を制限し、内閣の権限で法律に相当する一般的法規範を定立することを可能にすることが必要であるとの判断が生まれていた。つまり、内閣あるいは首相に対して立法権を何らかの方法で付与するのである。そして、この必要性の認識はドゴール政府内部において広く共有されていた。問題はその方法である。

一方の当事者は、作業部会を統括したドゥブレである。その考えは、「交代のシステム (système d'alternance)」と呼ばれたが、要するに、国会開会中と閉会中とで立法権の帰属を交代させるものである。つまり、国会開会中は国会に立法権が帰属し、国会閉会中は、コンセイユ・デタの意見を徴した後閣議で決定することを条件として首相に帰属する。その代わり、政府は年に一度その政策について国民議会の審査を受けなければならない。具体的には、毎年10月通常会期において「過去の政府の活動の総括」と「将来の活動の綱領」を示し、それに付随して問責動議が提案されたときは相対多数で採否を決するというのである。10月会期では翌年度の予算を決定する必要があることから、それと合わせて政府の活動の方向性やそのための諸措置について審議し、問責動議の欠如またはその否決をもって国民議会の承認とみなすのである。なお、このときの問責動議に対しては、特別に政府を保護する条件は適用されないで、熟慮期間もおかず、相対多数によって採択可能とする。このように、年に一度必ず政府に対する国民議会の信任が確認され、その審議が終われば、残りの期間は信

任の推定を受ける。そして、その推定を覆すことを意味する問責動議には厳しい条件が課される。そのうえで、国会閉会中は、すでに国民議会によって承認された綱領を具体化し実行するために、首相が立法権を行使できるようにする。国会の通常会期について、政府内部の検討作業では、年 2 回、合わせて 5～6 か月とする方針が早期に確定していたから、ダブルレは立法権が首相に帰属する期間も相応に長く想定していたことになる。

これに対し、モレ、フリムラン、リュシェール、シャンデルナゴルら、つまり、国務大臣とその代表者は、ダブル構想に強く反対した。批判の第一のポイントは、年に一度必ず政府責任が国民議会によって審査されることである。リュシェールによれば、政策綱領を掲げて国民議会の審査に臨むというのは実質的には 1946 年憲法の「叙任」審議と同じであり、そこで提起される問責動議に政府を保護するための諸条件を課すこともなく、これを毎年行うというのは政府安定化という目的に逆行するものにほかならない。しかし、リュシェールらも、首相（または政府）に対し立法権を含む統治手段の付与は必要と考えており、そうした首相権限の強化には国民代表の承認が必要と考える。そこで、叙任手続のような形式は取らない

---

<sup>(12)</sup> *Compte rendu des réunions du groupe du travail du 27 juin, du 2 et du 3 juillet 1958, DPS I, p. 292-293, 328-331, 342 et s.* ただし、ダブル構想においては、首相が行使できる立法権の範囲についてはっきりしないところがある。実際、7月2日作業部会に示された案では、法律に留保される事項として、「公権力の組織、人の身分および安全、刑事手続、重罪の決定、重罪に適用される刑罰の決定、司法官の身分に関する問題」、「(一定の)条約の批准、宣戦布告、戒厳令の延長」(括弧内——引用者)、「大赦」が列挙されていた。翌3日の案でも大きくは変更されていない。しかし、7月2日のソラル-セリニのノートでは、国会と政府双方が立法権を競合的に行使する方法として、全事項で両者の競合を認める方法と、一定の事項について法律に留保しその他の事項で競合を認める方法の2つを並列的に提示している。政府の立法権に事項的制限を加えないことも検討されていたことを示している (V. *Documents relatifs à la réunion du groupe de travail du 2 juillet 1958, DPS I, p. 334*)。なお、列挙される法律事項に関して、シャンデルナゴルとリュシェールは、2日の作業部会で「公的自由の行使」を加えることを提案し、7月10日ごろの案にその提案は反映されている (*Avant-projet vers 10 juillet 1958, DPS I, p. 420*)。CCC への提案が近づくとさらに法律事項が追加されていく (V. *Avant-projets du 15, du 19, et des 26/29 juillet 1958, DPS I, p. 434, 462-463, 507-508*)。

が、実質的にそれと同様の手続を設定し、そこに議会と政府との契約という意味をもたせようとする。つまり、政府が新たに形成されたとき、速やかに綱領を議会に提示して、そこで問責動議が可決されなければ、2～3年あるいは立法期終了まで、政府が一般規範定立権を含めて綱領を実施することについて合意が成立すると構成するのである。1946年憲法におけるような叙任の形式は避けられている——おそらく、大統領の首相・大臣任命権との関係で——が、実質的にはきわめて叙任審議に近いものなので、「事実上の叙任」である。そして、この契約期間において、政府側の契約違反については問責動議が、議会側の契約違反については議会解散が、その追及手段として位置づけられる。<sup>(122)</sup>

ダブル構想に対する批判の第二のポイントは立法権の交代である。国会の閉会中は首相が享受する立法権により既存の法律を改廃できることが想定されているが、それは両者の無意味な対立を促進する危険があるというのである。つまり、首相が国会の閉会を待って既存法律を改廃する立法を行った場合、国会がそれを敵対行為とみなし、次の会期で元に戻す立法を行うことも考えられるということである。<sup>(123)</sup>

リュシェールによれば、作業部会内部では、委員のほとんど全員がダブル案に反対であり、<sup>(124)</sup> 国务大臣代表者は「事実上の叙任」契約のしくみを支持していた。それでも、ダブルは作業部会では自説を譲らず、7月7日関係閣僚協議会を迎える。

## 信任問題

最後に、政府のイニシアティヴによる責任提起の手続だが、この問題は政府内部の起草作業の途中で大きな方針転換が見られるので、やや詳しく

<sup>(122)</sup> Compte rendu des réunions du groupe du travail du 27 juin, du 1<sup>er</sup>, du 2 et du 3 juillet 1958, *DPS I*, p. 293-294, 326, 328-331, 342 et 346.

<sup>(123)</sup> V. Notes rédigées en vue du Conseil interministériel du 7 juillet 1958, *DPS I*, p. 373-374, 376, 379.

<sup>(124)</sup> Compte rendu de la réunion du groupe de travail du 3 juillet 1958, *DPS I*, p. 346.

検討する。

まず、作業部会ではすぐに意見の一致が得られた。7月2日部会会議で、ドゥブレから、政府の責任追及を問責動議に限定するということは、政府のイニシアティブで責任問題を提起する「信任問題」の廃止を意味するという説明がなされ、翌3日の会議で、フリムランの代表者であるグルドネルから、これに対するフリムランの同意が伝えられた。そして、この点についてはこれ以上の議論もなく、作業部会の合意がいったんは形成された。<sup>(125)</sup>

ところが、この合意は政府内の起草作業の新たな段階で覆される。7月末に予定される政府原案のCCC付託を前に、7月7日から関係閣僚協議会での審議が集中して行われる。まず、7日から4日連続で同協議会が開催され、その結果を受けて7月10日ごろ案、さらに7月15日案が作成される。さらに、16日から3日連続の同協議会審議を経て7月19日案が作成される。その案が23日と25日の大臣会議で審議されて政府原案となる。この経過の中で信任問題が復活する。

作業部会において信任問題は廃止することで意見が一致していた。ドゥブレ構想では毎年の信任確認によって、国務大臣構想では事実上の叙任手続によって、以後の政府に対する信任を推定することになっていた。そして、いずれの手続においても、同時に政府の綱領が議会によって承認されることで、その綱領を実施するために必要な立法を、ある限界において首相が行うことができるのである。ある限界とは、ドゥブレ構想においては国会開会中を除くということであり、国務大臣構想においては法律留保事項を除くことである。そして、この信任関係が破られるのは、議会が問責動議を可決するか、または、想定外の事態により政府が新たな綱領の承認を議会に要求するときだけである。つまり、両構想において信任問題の規定は必要ない。それが政府案に現れるということは、別の構想が割り込んだと考えるほかない。以下、政府案の変化を跡づけながら検討する。

<sup>(125)</sup> Compte rendu de la réunion du groupe de travail du 2 et du 3 juillet 1958, *DPS I*, p. 330 et 342.

7月7日関係閣僚協議会に提案されたのはダブル構想を基本とするものだった。つまり、少数の限定列挙された事項を法律に留保したうえで、その他の事項について立法権が交代するシステムが、毎年の政府への信任確認の方式とともに採用され、政府形成時の事実上の叙任審議構想は退けられていた。関連する条文は以下のとおりである。なお、第15条中の「前条」とは、国会に決定権が留保された法律事項を定めた条文である。

## 第 編 政府

第5条 政府は10月通常会期の間に宣言を行い、そのあと審議を行うことができる。

その審議中に問責動議が提出された場合、審議終了後すぐに採決に付される。

## 第 編 国会

### 第3節 国会の会期

第15条 首相は命令制定権 (*pouvoir réglementaire*) を有する。

国会が開会していないとき、前条の規定の留保のもと、コンセイユ・デタの意見を徴したのち閣議で決定されたオルドナンスは、一般的効力を有する規定を定めることができる。その規定は、場合によっては、既存の法律の条文を廃止、修正もしくは代替することができる。(以下略)

7日からの関係閣僚協議会の審議を踏まえてダブルが作成したと思われるのが7月10日ごろの案である。そこでは、立法権交代システムの規定がなくなり、法律事項を限定列挙しつつ、新たに、綱領の承認に首相への立法権付与の効果を結びつける規定を設けていた。<sup>(126)</sup> ダブル構想が否定され、明確ではないが事実上の叙任手続を想像させる条項が挿入されたこと

---

<sup>(126)</sup> Avant-projet de Constitution (vers le 10 juillet 1958), *DPS I*, p. 420.

は、国務大臣構想が採用されたと考えることができる。具体的な条文は次のとおりである。<sup>(127)</sup> なお、規定中「第 1 条」とは、法律事項を列挙する規定であるが、7 月 7 日案にあったような決定権を国会に限定する語句は用いられていない。

## 第 編 国会と政府の関係

第 3 条 首相によって両議院に提出された一般政策の綱領の両議院による承認は、第 1 条に列挙された事項のいくつかに関して、首相が一般的効力を有する規定をオールドナンスによって定めることの許可となる。そのオールドナンスは、場合によっては、既存の法律の条文を廃止、修正もしくは代替することができる。

重要な変化はそのあとである。7 月 15 日案では 2 つの点で大きな変更が加えられた。<sup>(128)</sup> 第一は、7 月 3 日以降検討対象からはずれていた信任問題が突如現れ (42 条 1 項)、そのかわり綱領承認に首相への立法権付与を結びつける規定が消えた。政府の責任は信任問題と問責動議の二本立てとなった。基本構造でみれば、叙任手続なき 1946 年システムともいえる。ところで、ドゥブレも国務大臣も、首相に立法権を認める前提として、国民代表からの信任が必要と考えていた。信任問題は政府のイニシアティブによる責任のシステムであり、議会との結びつきに首相への立法権付与の根拠を求める従来の構想には適合しない。ドゥブレや国務大臣の見方からすれば、首相への立法権付与の前提条件がなくなってしまう。とはいえ、信任問題は政府の裁量で責任のメカニズムを作動させることができるので、毎年適用することも、実質的な叙任審議として運用することも可能に

---

<sup>(127)</sup> ジャン-ルイ・ドゥブレはこの案を 6 月 30 日ごろのものとしているが (J.-L. Debré, *La Constitution de la V<sup>e</sup> République*, p. 79), ここでは DPS 刊行委員会事務局の意見に従った (DPS I, p. 415)。

<sup>(128)</sup> Avant-projet du 15 juillet 1958, DPS I, p. 434 et s.

なるという柔軟性は備えている。問題は、その反面で、政府の方針しだい  
でどちらでもない形で運用できることである。

第二の変更は、政府に対する個別的立法権委任規定の新設である（33  
条）。注目されるのは、この規定において「政府の綱領の承認の後」とい  
う条件が付されていることである。7月10日ごろ案までは、有効期間は  
ともかく、議会から政府への包括的な信任に基づいて法律事項以外につい  
て首相に立法権を認めるというメカニズムが想定されてきたが、この案で  
は、法律事項以外の立法権付与とは別に、法律事項に関して、議会による  
政府綱領の承認を条件として首相に個別的に立法権を委任することにした  
のである。7月15日案の関連条文は次のとおりである。なお、第33条中  
の「第30条」は法律事項を列挙する規定であるが、7月10日ごろ案同様、  
決定権を国会に限定する語句は用いられていない。

第33条 政府は、綱領承認の後、期限を定めて、第30条に列挙され  
た事項のいくつかについて一般的効力を有する規定をオルドナ  
ンスによって定める許可を求めることができる。

そのオルドナンスは、コンセイユ・デタの意見を徴した後、  
閣議において決定する。

第42条 信任問題は、閣議で審議した後、首相によってしか提出で  
きない。信任問題の採決は、その提出から24時間経過した後  
でなければ行うことができない。（以下略）

7月15日案を、7月16日作業部会、16、17、18日関係閣僚協議会に  
おいて検討した結果を踏まえて作成されたのが7月19日案である。<sup>(129)</sup>先回  
りしていえば、その案は、7月23日および25日の大臣会議で検討された  
が、意味を明確にするため、あるいは、他の規定との整合性を図るための

---

<sup>(129)</sup> Avant-projet du 19 juillet 1958, *DPS I*, p. 465

文言修正は加えられたものの、制度の実質の変更を意味するような修正はなく、CCCに提出される政府原案となる。<sup>(130)</sup>そして、その後も、元老院に対する信任問題を除けば大きな修正はなく、最終案すなわち1958年憲法となる。要するに、7月19日案は、政府責任に関しては、1958年憲法の基本構造を決定した重要な案である。関連する44条1項および3項は次のとおりである。なお、文中「第32条」は7月15日案第30条と基本的に同様であるが、法律事項が増加している。

第34条 政府は、綱領承認の後、期限を定めて、第32条に列挙された事項のいくつかについて一般的効力を有する規定、および、その綱領実施に必要な財政措置に関する規定をオルドナンスによって定める許可を両議院に求めることができる。

オルドナンスは、コンセイユ・デタの意見を徴した後、閣議において決定する。

第44条 首相は、閣議における審議の後、その綱領または一般政策の宣言の承認を求めて、政府の責任をかけることができる。

(中略)

政府があるテキストの採決に責任をかけた場合、3日以内に問責動議が可決されなければ、当該テキストは採択されたものとみなされる。

7月19日案における変更は、一言で言えば、15日案で登場した信任問題規定を2つの項に分けたことである。つまり、法案などテキストの表決に対して責任をかける場合を別の規定とし(44条3項)、それ以外の場合では、政府の責任は「綱領または一般政策の宣言の承認」についてかけられることになった(44条1項)。

---

<sup>(130)</sup> Avant-projet de Constitution des 26/29 juillet 1958, *DPS I*, p. 507 et s.



7月19日案で分けられたこの2つの場合はいずれも、政府のイニシアティブによる責任のしくみであり、どちらも信任問題といってよい。実際、この案とほとんど同じCCCに付託された条文について、ドゴールは、それらが実質的には信任問題であることを認めている。ただし、2つの項は意味合いが違う。

44条3項、つまり、法案等のテキストの採決に対して責任をかける意味は明確である。その場合、問責動議の可決がない限り、その法案等は採択されたとみなされる。問責動議の危険と引き換えに、政府は法案の採択という結果を手にするのである。実際の表決なしに法案が可決されてしまうというこのしくみは、国会の法律制定権という面から見ると突飛な印象を与えるが、フランスにおいては新規なものではなかった。類似の規定が、1946年憲法46条に対する改正案としてガイヤール内閣の下国民議会で審議され、1958年3月21日に国民議会はその規定を採択していたからである。その案の要点は、ある法文 (*texte législatif*) の採択または不採択に首相が政府の存続をかける場合、首相はその採択または不採択を含む政府の一般政策に信任動議を提出することができ、信任動議提出から24時間以内に不信任動議が提出されなかった場合、政府の存続がかけられた法案は政府の要求どおり採択または不採択となるが、不信任動議が提出された場合、信任動議と合わせて採決に付され、より多くの票を得た動議が採択される。信任動議が採択された場合、政府の存続がかけられた法案は政府の要求どおり採択または不採択となる、というものである。7月19日案と比較すると、政府に対する不信任動議または問責動議が可決されない

---

(131) CCC, séance du 8 août 1958 (après-midi), *DPS II.*, p. 304.

(132) *Projet de loi portant révision de certains articles de la Constitution adoptés par l'Assemblée nationale le 21 mars 1958, DPS I*, p. 222. なお、ミシェル・ドゥブレは、回想録において、本規定の起源を1958年5月にフリムランによって提出された案に帰しているが、フリムラン内閣の案はガイヤール内閣時の案を再確認したものである (V. Michel Debré, *Mémoires*, t. II, op. cit., p. 380; *Projet de loi tendant à la révision de certains articles de la Constitution adopté par le Conseil des ministres le 22 mai 1958, DPS I*, p. 225 et s.).

場合において、議会在法案について表決する手続を経ずに、法案採択という効果が生じるという基本的なしくみが共通である。

これに対し、44 条 1 項の意味はわかりにくい。この場合の責任は、問責動議手続が適用されないことから、相対多数によって決せられる。その意味で政府にとっての危険はより大きい。では、この手続によって政府が得られる効果は何か。それは、「綱領の承認」と「一般政策の宣言の承認」とで異なる。

まず、「綱領の承認」には、個別的立法権委任 (34 条) の前提条件が満たされるといふ効果が結びついている。7 月 15 日案では「信任問題」と規定しただけだったが、「綱領の承認」という文言を用いたことにより、立法権委任手続との結びつきが明確になったのである。しかも、ジャンが CCC で政府委員として説明したことによれば、「綱領の承認」とは「活動開始時の承認 (approbation du début)」, すなわち「政府が国会に臨む最初の審議」<sup>(133)</sup> でなされるべきことなのである。ドゥジャンが、政府が形成時に責任をかけることを「確立した伝統」と位置づけ、必要不可欠なことと述べたのも、このジャンの発言を受けてのことと思われる。この理解に基づけば、7 月 19 日案 44 条 1 項の「綱領の承認」は、政府形成後最初の国会会期において、政府の政策綱領について、首相が国民議会に対して信任を求めて責任をかけることを意味する。たしかに、それは政府の活動開始時とは異なる。その意味で叙任審議ではない。しかし、政府形成時からそう遅くない時期の政府綱領の承認に法律事項に関する立法権委任の効果を与えることは、モレらが主張した構想に近いものを感じさせる。そして、もし、この「綱領の承認」を政府が必ず求めるべきものとするならば、個別

<sup>(133)</sup> 7 月 19 日案 34 条は、財政に関する立法権委任を付加しているほか、基本的には 7 月 15 日案 33 条を引き継いでいる。

<sup>(134)</sup> CCC, séance du 8 août 1958 (matin), *DPS II*, p. 285. ジャンは、1958 年 9 月 6 日プレスとのインタビューでも、同じ趣旨の説明をしている (V. Entretien du samedi 6 septembre 1958, *DPS IV*, p. 18)。

<sup>(135)</sup> CCC, séance du 13 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 508-509.

的立法権委任に「綱領の承認の後」という条件を付すことは無意味である。すべての政府は最初の国会会期にその承認を受けているはずだからである。CCC においてジャンノがこの文言の削除をあっさり<sup>(136)</sup>と認めたのも、このような理解を前提としていたと思われる。

つぎに、「一般政策の宣言」の承認についてはどうか。これには具体的な法的効果は付随しない。信任が確認されるという政治的效果はあるだろうが、問責動議に適用される手続上の条件の適用がないことを考えると、その有用性は大きくない。CCC におけるドゴールの説明によれば、議院内閣制において政府は国会に同意に基礎を置くのだから「首相はいつでも信任を確認する手段をもつことが必要」だという。つまり、7月15日案で登場した「信任問題」規定の実質を維持しつつ、「信任問題」の語を使わずに、「綱領の承認」の語を取り込んで作り直したことである。

疑問を感じるのは、具体的効果がともなう「綱領の承認」と、それがない「一般政策の宣言の承認」を「または」で並列していることである。一貫性が欠如しているように見える。文章に助動詞《peut》が使われていることで、条文上責任をかけるかどうかは政府の裁量になってしまい、ジャンノの言にもかわらず、「綱領の承認」を求めることが新政府の義務とはなっていない。その意味で国務大臣構想の反映は不十分になっており、逆に、「綱領と一般政策の宣言」を一体として政府の裁量に委ねられた「信任問題」とするという面が強く出ている。そして、この信任問題の考え方は、問責動議がない限り政府に対する信任は推定されるという作業部会での合意とは異質である。

なお、先回りしていえば、8月21日案にいたって、裁量を表す助動詞《peut》が削除されると同時に、「綱領」と「一般政策の宣言」が区別され、「一般政策の宣言」の前に《éventuellement》（「場合によっては」）という副詞が挿入された。その結果、首相が「綱領の承認」に責任をかけること

<sup>(136)</sup> CCC, séance du 8 août 1958 (matin), *DPS II*, p. 287.

は義務的と理解できるようになり、「一般政策の宣言の承認」に責任をかけることはなお裁量的であることが明確な規定になる<sup>(137)</sup>。つまり、8月21日案段階で、「綱領の承認」が国務大臣構想に沿った事実上の叙任手続を想定していることがより明確になり、他方で「一般政策の宣言の承認」は首相の裁量によって提起される信任問題であることがはっきりする。7月19日案は、この2つの要素がうまく整理できておらず混在した状態で規定されていたのだと思われる。

以上のような経緯から考えると、7月15日案以降の変化は、それ以前のダブル構想と国務大臣構想とが対立している状況の中に、いずれとも異なる信任問題必要論が加わり、この3つの構想の角逐を経て、信任問題必要論と国務大臣構想すなわち事実上の叙任構想とが合体して条文化されていったと見ることができる。

ともあれ、CCCへの提案の段階ではドゴール政府内部では妥協はある程度成立しつつあったかもしれないが、少なくともそれを確定する表現には到達していなかった。その条文は次のとおりである（参考までに45条は全文を掲げる）。

第34条 政府は、国民議会による綱領承認の後、期限を定めて、第31条に列挙された事項のいくつかについて一般的効力を有する規定、および、その綱領実施に必要な財政措置に関する規定

<sup>(137)</sup> *Projet de Constitution transmis au Conseil d'État le 21 août 1958, DPS III, p. 16.* モレが「裏話 (anecdote)」として記すところでは、コンセイユ・デタ付託前の会議で、モレが「綱領の承認」に責任をかけることが義務であることを明確に示す《*doit engager*》という文言を提案したところ、ドゴールは「法文においては、直説法現在形は強制的な効力をもつ」、「道路交通法は、フランスでは車両は右側を通行している (*la circulation des véhicules se fait à droite*)。それを解釈して、望むときは自分は左側を通行すると決めるとも言うのですか。」と述べて、モレの案に反対したという。そして、「一般政策の宣言」の前に《*éventuellement*》を挿入したのはモレ提案に対する譲歩だったという (Mollet, *Quinze ans après...*, Albin Michel, 1973, p. 123)。

をオルドナンスによって定める許可を国会に求めることができる。

オルドナンスは、コンセイユ・デタの意見を徴した後、閣議において決定する。

第45条 首相は、閣議における審議の後、その綱領または一般政策の宣言の承認を求めて、政府の責任をかけることができる。

国民議会は、問責動議の可決によって政府の責任を追及する。この動議は、国民議会議員の少なくとも10分の1によって署名されなければ受理されない。表決は、動議提出の丸2日後でなければ行うことができない。問責動議に対する賛成票のみが数えられ、国民議会議員の過半数の賛成によらなければ、この動議は採択されない。問責動議が否決された場合、次項に定める場合を除き、その問責動議の署名者は、同一会期中、新たな問責動議を提案することはできない。

閣議における審議の後、首相があるテキストの採決に責任をかけた場合、3日以内に問責動議が可決されなければ、当該テキストは採択されたものとみなされる。

## CCCの審議

政府責任は、1946年憲法改革の中心議題として国民議会において長い議論の蓄積があることから、政府原案45条はCCCにおいて活発に議論された。しかし、政府内部での議論同様、政府の安定性確保という改革の目的についてはコンセンサスがあり、対立点はその実現方法、より具体的には、それを実現するにあたって尊重されるべき議会あるいは議員の介入の程度であった。主要な論点は2つあった。<sup>(138)</sup>

---

<sup>(138)</sup> CCCでは元老院に対する政府の責任も議論されたが、この問題はコンセイユ・デタでも議論されるため、次節において合わせて検討する。

第一は、45 条 2 項に定める問責動議採決方法である。同項によれば、問責動議の採決においてはそれに対する賛成票のみを計算し、採択には国民議会議員の過半数の賛成が必要である。この規定の主たる目的は、棄権票を問責動議反対、すなわち政府支持とみなすことにあるが、批判論の指摘は、棄権は政府支持とは異なるという点に存する。つまり、政府の任務遂行を保証するのは議会多数派の支持に他ならないはずだが、賛成少数で問責動議が否決されても、潜在的に棄権票が多数であったならば、その政府は議会多数の支持を受けていないことになり、政府の権威が揺らぐこと<sup>(139)</sup>に変わりはないという。しかし、発言の多くは政府原案を支持するものであった。たとえば、ワリーヌは、問責動議のような重要な問題で棄権することは、結局、現在の政府は支持できないとしても、それを覆し政府危機を招来してまで新しい状況を生み出すという決断ができないということなのだから、それを現状維持、つまり政府支持として計算することは合理的であるという<sup>(140)</sup>。

45 条に関する第二の論点は、政府が責任をかけた法案が、問責動議が採択されない場合、表決なしに採択されたことになるという第 3 項である。この規定の根拠は、第 4 共和制において、内閣提出法案の否決により自らの政策を遂行する手段を得られなかった内閣がしばしば総辞職を選んだことである。そうした事態を防ぐため、政府がその政策を遂行するために必要と考える法案を否決するためには、政府を総辞職させる正規の手続である問責動議の可決を要求するというのがこの規定の考え方である。とはいえ、政府が責任をかけることを決定したら、否決するためには 3 日以内に問責動議を可決する必要があるため、事実上法案に関する審議はそこで打ち切りとなり、政府の存続に対する賛否が議論されることになる。それではその法案についての検討が十分できないという問題は否定できな

<sup>(139)</sup> V. CCC, séance du 13 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 500-501 (intervention de Bruyneel).

<sup>(140)</sup> *Ibid.*, p. 506-507.

い。この規定に対してはレノーは、政府の安定性を保障するのは安定した議会多数派しかないのだから、このような制度のうえの工夫は「紙の壁 (muraille de papier)」にすぎないし、議員にとっては「拘束衣 (camisole de force)」となると批判した。審議に出席していたドゥブレ司法大臣も、本規定には懐疑的で、その頻繁な適用は「システムだけでなく政府の権威の破壊となる」として、政府としては想定していないとした。これに対し、テトジャンは、政府の安定化のためには、政府は棄権票によって転覆させられてはならず、必ず政府に反対する過半数の票が必要であるとして、強力に政府原案を支持した。<sup>(141)</sup>

このように、CCCでの主要な論点は政府内部での諸構想の対立と連動していない。唯一の例外は、トリブレがドゥブレ構想にあった毎年の信任確認の制度を提案したことだが、CCCにおいては賛同する意見はなく、提案は撤回された。<sup>(142)</sup> 要するに、異論はあったものの、CCCは政府原案にある政府安定化のための諸措置を丸ごと追認することになったのである。

この他に、CCCの一般討論においては大統領の解散権への言及もあった。レノーは、無答責の大統領に解散権を与えることの矛盾を指摘し、持論の自動解散制を提案した。<sup>(143)</sup> コスト-フロレは、裁量的解散権が規定されたことを支持しつつも、大統領の解散権が第3共和制のように機能停止に陥る危険を指摘し、首相に解散権を与えるべきだと主張した。<sup>(144)</sup> バラシャンは、大統領の解散権は大統領と国民を対立関係に置く危険があるとし、他方、問責動議に課された条件は事実上問責を不可能にするとして、自動解散制を支持した。ところが、8月12日午前の逐条審議の段階ではまった

<sup>(141)</sup> Ibid., p. 496 et s.

<sup>(142)</sup> Ibid., p. 512.

<sup>(143)</sup> CCC, séance du 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 76. レノー自身の説明では、自動解散制とは、同一立法期中に2回目の政府転覆が起こったときは、自動的に国民議会が解散され総選挙が行われるというしくみである (V. CCC, séance du 13 août 1958 (après-midi), *DPS II*, p. 500)。

<sup>(144)</sup> CCC, séance du 31 juillet 1958 (matin), *DPS II*, p. 81.

く異論は出されず、政府原案を通過させた。<sup>(145)</sup>

### ドゥブレ構想の挫折

以上のように政府原案における政府責任の諸規定は、それまでの議会を中心とする議論の蓄積を踏まえた内容であったため、異論はあったものの、CCC を実質的に無傷で通過することになった。しかし、政府原案作成においてその考えを採用されなかったドゥブレは、CCC 審議と並行して最後の説得を試みていた。

ドゥブレは、8月11日モレとフリムランにあてて、7月初旬以来政府案から消えてしまった自説の正当性を訴える書簡を送った。すなわち、毎年10月通常会期に政府は活動総括、綱領および予算案を提出し、その審議の上で信任を与えられれば、1年間原則として責任を追及されず、責任が問題となるのは、政府が一般政策問題について信任をかけるとき、新しい租税を求めるとき、および問責動議の場合だけとする。そして、このシステムにおいては、法律事項の限定により政府は十分な立法権を有するので、法案承認のための信任問題の規定の必要もなくなるという。<sup>(146)</sup>

この段階では、ドゥブレはもはや立法権交代のしくみには言及せず、もっぱら毎年の信任確認を採用するよう国務大臣とドゴールを説得しようと試みた。しかし、その結果は、ドゥブレによれば、国務大臣にとっては「あまりに野心的すぎる」と思われ、ドゴールにとっては、政府と議会とが「大統領のいないところで毎年会うこと」が問題だったらしいと述べて

<sup>(145)</sup> CCC, séance du 12 août 1958 (matin), *DPS II*, p. 367. ただし、ソラル-セリニは、8月7日ドゴール首相宛のノートで、大統領に付与された解散権が第3共和制と同じように行使不能になるとの懸念には理由があるとし、自動解散制を導入したほうがよいかもしれないと記している (V. Note du 7 août 1958, à l'attention de Monsieur le président du Conseil, *DPS II*, p. 690).

<sup>(146)</sup> Lettre du 11 août 1958, de M. Michel Debré à MM. Guy Mollet et Pierre Pflimlin relative à l'article 45 de l'avant-projet de Constitution, *DPS II*, p. 699-701 ; Lettre du 11 août 1958 adressée par M. François Goguel à M. Gaston Monnerville, *DPS II*, p. 709. ドゥブレの書簡では同じノートをドゴールにも送る旨述べている。



いる。<sup>(147)</sup>

ここにあるドゴールの反応から推測すれば、ドゴールにとって問題なのは、大統領を除外して、政府と国会との合意によって政治が運営されることだったと思われる。ドゴールの大統領中心主義構想に適合しないからである。しかし、國務大臣らの事実上の叙任契約の考えも、それが政府と議会多数派との契約に基づいて——大統領は契約の当事者ではない——政治を運営するというを意味するから、ドゴールによって同様に問題とされても不思議ではなかった。モレによれば、ドゴールは「政府は大統領による任命後ただちに当然に (de plein droit) 活動できる」ことに配慮していたという。<sup>(148)</sup>このことが、政府は成立のときから議会の信任が推定されており、その活動のためにとりたてて議会の信任確認は必要ではないということの意味するならば、政府が議会に過度に依存することを避けようとするドゴールの考えが読み取れないわけではない。資料の欠如から確定のしようはないが、7月10日ごろ案から7月15日案への変化——信任問題の突然の登場——の背景にこうしたドゴール的な考え方を置くと、その一つの説明として成り立つと思われる。その変化が、ドゥブレ、モレ、フリムランらの意見を押しよけるような形で表れたのも、ドゴールという人物と結びつけると納得できる。このような想定は、CCCにおけるドゴールのあまり長くはない発言の中で、信任問題の必要性の主張は相当の割合を占めていることともつじつまが合う。

では、その後の案で、國務大臣構想の事実上の叙任審議が読み取れるような規定になっていったのはなぜか。まず、叙任審議を明確に規定しないことには共通理解があったと思われる。なぜなら、前述のとおり、ドゴールの権力分立理念の基本は、政府の形成は議会ではなく大統領によるということであった。つまり、政府の形成は大統領の権威のみによって完遂さ

<sup>(147)</sup> Michel Debré, *Mémoires*, t. II, op. cit., p. 380. なお、モレ自身は不同意を通知したとだけ述べている (Mollet, op. cit., p. 119)。

<sup>(148)</sup> Mollet, op. cit., p. 118.

れなければならず、議会の関与があつてはならない。政府形成時における議会の承認・合意を意味する叙任審議を規定することはこの基本理念に反する。そこで、妥協点として出てきたのが、議会による綱領承認に期限を設けない事実上の叙任審議ということになると思われる。つまり、政府の綱領承認の時期を内閣形成時と明示しないが、実質的にできるだけ早く議会に提示して承認を得るようなしくみである。

ここでダブル構想でなく国務大臣構想が選ばれた背景には、2つの要素が考えられる。一つはもともとドゴールは国務大臣構想に好意的だったことである。それは6月13日憲法会議においてドゴールがフリムラン内閣の憲法改正案に好意的に言及していたという事実によっても裏づけられる。もう一つは、大統領の権限に関して見られたのと同種の政治的判断である。大統領や元老院に関して、ドゴールはモレら国務大臣に対しては、意見が対立した場合大胆に譲歩してきた。特に大統領の役割や権限に関して自身の真意と異なるのではないかと疑われるような妥協をしてきた。事実上の叙任審議についても類似の事態と考えられないだろうか。政府最終案において49条1項は、CCCに提案された案に比べれば明確になったものの、新しい政府が綱領承認に責任をかける時期が明示されない規定になったのは、以上のような妥協の産物であるからにはかならない。

ちなみに、ドゴール大統領の下での本規定(1958年憲法49条1項)の実践は、事実上の叙任審議の義務性を否定していくものだった。たしかに、最初のダブル首相は内閣任命から7日後に「綱領」を提示して責任をかけ、次のポンピドゥ首相(第1次)は12日後に提示し責任をかけたが、ポンピドゥは、次の首相任命時には綱領ではなく、「一般政策の宣言」について責任をかけるにとどまり、その後も2回政府を形成するが、もはやいかなる形でも責任をかけることはなかった<sup>(149)</sup>。こうした実践がドゴールの意思で行われたか否かはともかく、許容していたことはたしかである。こ

<sup>(149)</sup> V. Jean-Claude Colliard, ARTICLE 49 à 51, in *La Constitution de la République française*, 3<sup>e</sup> édition, op. cit., p. 1247 et s.

こにも、制憲過程での理解とは異なる実践が行われたことになる。

## 5 活動の意義

国会両院の普通選挙委員会で選出された委員が多数を占めた CCC は、政府とは多かれ少なかれ異なる観点からの検討が期待されたはずである。作業に参加する人的範囲の拡大は多角的な審査を可能にし、政府の憲法案の問題点を明らかにし、それに対する修正案を提案することが期待されたはずである。そして、ドゴール政府は、大統領や首相の権限を強化する反面、議会の役割や権限の縮小を内容とする憲法案を作成すると予想されていたから、委員の中には、それをより議会主義的に修正することを自らの任務と考える者もあったはずである。

しかし、以上検討してきたように、CCC の審議は、政府内部で成立していた妥協の再定義にはつながらなかった。政府内での妥協が成立していたほとんどの場合において、CCC はそれを追認するにとどまった。政府内での合意が形成途上であった場合でも、CCC の貢献は限定的であった。

では、CCC の活動にあまり意味はなかったのだろうか。1958 年憲法のテキストだけを見れば、そうした意見にも十分根拠があると思われる。とくに、ドゴール政府の憲法案を議会主義的な方向に修正することを期待した立場からすれば満足できるものではなかったであろう。また、1958 年憲法の実践を知る者にとっては、とくに大統領権限に対する判断の甘さを批判できるかもしれない。CCC の活動をその結果から判断すれば、高く評価することはできない。

しかし、CCC の活動は別の観点からは評価に値するものがあるように思われる。それは、政府内部での妥協を議論の俎上に載せたことである。たしかに妥協の再定義にはつながらなかったが、妥協の内容について議論し、それを記録に残したのである。政府内部の作業はその性質上公開されるとは限らない。ところが、CCC の議事録は当然公開されるべきものであった。それをまったく不十分な程度においてしか国民に公開しなかった

のは、その後の問題であって、CCC の責任ではない。いまでは CCC の議事録が公刊されたことで、いくつかの重要な問題に関して 1958 年憲法の実践とは異なる説明が政府からなされていたことが明らかになっている。本節で検討したかぎりでも、大統領と首相の役割分担、政府の責任については、CCC における政府側の説明は憲法制定後の実践とは異なる。CCC 議事録から読み取れる政治制度は、議会中心主義的とはいえないまでも、大統領中心主義というより、首相中心主義と称すべきもののように思われる。

CCC は政府内部での妥協を変更することはなかったが、それを確認した。そして、確認した内容は議事録に残された。かりにその議事録全体が 1958 年憲法施行時に広くアクセス可能な状態になっていたら、ドゴールはあれほど大統領中心主義的な憲法実践を行うことができただろうか。少なくともそうした疑問を抱かせるのに十分な内容の審議を CCC は行っていたように思われる。

(つかもと・としゆき 法学部教授)